

佐賀市

ヤングケアラー支援マニュアル



佐賀市

令和8年（2026年）3月

目 次

1	はじめに	2
2	ヤングケアラーに関する概念	3
2-1	ヤングケアラーの捉え方 ヤングケアラーとは	
2-2	ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利	
2-3	家庭内での役割（家族のケアやお手伝い）がこどもにもたらす影響	
3	佐賀市におけるヤングケアラーの実態	6
3-1	ヤングケアラーに関する実態調査による現状と課題	
4	ヤングケアラーの発見と支援の方法	13
4-1	ヤングケアラーを理解するためのヒント	
4-2	連携して行う支援はなぜ必要か	
4-3	ヤングケアラーへの気づきから支援までの流れ	
4-4	支援機関別の気づきのポイント	
4-5	本人や家族の意志の確認	
4-6	リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断	
4-7	連携して行う支援が必要となる場合	
5	ヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関と役割	20
5-1	関係機関とその役割	
5-2	ヤングケアラーを発見した際の対応	
5-3	ヤングケアラーの相談窓口	
5-4	ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス	
	参照様式	30
	① フェイスシート	
	② 支援検討シート	
	③ 支援計画書	
	④ 記載例	
	参考資料	42
	ヤングケアラー気づきツール（こども向け、大人向け）	
	ヤングケアラーアセスメントシート	
	参考事例	49

1 はじめに

ヤングケアラーについては、令和6年6月子ども・若者育成支援推進法が改正され「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として明記されました。こどもがケアを担う背景には、家庭の経済状況の変化や共働き世帯の増加、少子高齢化、地域のつながりの希薄化など様々な要因があります。年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を背負うことで、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

また、ヤングケアラーは子どもの権利が守られていない可能性があるにもかかわらず、家庭内のプライベートな問題であるため、周囲の大人から支援の対象として十分に認識されず、また、本人や家族に自覚がないなど表面化しにくい構造であることから、関係機関が連携して対応していくことが求められます。

さらに支援にあたっては、家族のケアを行うことがこども自身の生きがいになっているケースもあることから、ヤングケアラー本人や家族から話をよく聞き、寄り添いながらヤングケアラーが個人として尊重される視点をもって支援をしていくことも重要です。

佐賀市では、令和4年に小・中学生を対象にヤングケアラーに関する実態調査を実施しました。その結果、家族の世話をしていることでの学校生活等への影響や世話についての悩みを相談できていない状況が明らかとなりました。

このマニュアルでは、ヤングケアラーへの支援を行なう教育や地域、保健、福祉など関係機関がヤングケアラーについて認識を深め、早期にその存在に気づくとともに、見守りや寄り添い、必要な支援に繋ぐことができるよう、支援の留意点、関係機関の連携体制、支援のフローやポイントなどを盛り込みました。各機関において本マニュアルを支援の参考にしていただければ幸いです。

2 ヤングケアラーに関する概念

2-1 ヤングケアラーの捉え方

ヤングケアラーとは

- 子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・自治体等が各種支援に努めるべき対象としています。
- こどもが家事や家族の世話をすることは、家庭内での役割としてこれまでも一般的に行われてきたことであり、こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育むなどの良い面もあります。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくることがあると報告されています。

<図表1：ヤングケアラーが行っていることの例>



出所：こども家庭庁ホームページ

2-2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利

- 子どもの権利とは、こどもが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で全てのこどもが生まれたときからもっているものです。
- ヤングケアラーと思われるこどもを見逃すことなくキャッチするには、図表1 (P3) の「ヤングケアラーが行っていることの例」のような、こどもが日常的に送っている生活がどのような状況であるかといった視点とともに、図表2 (P5) の子どもの権利条約に定められた子どもの権利が侵害されている可能性がないかといった視点も重要になります。
- 権利の侵害までには至らなくとも、支援を必要としているのではないかと感じる場合は、そのこどもやケアしている対象者の状況をよく確認してみてください。その際、こどもの内面・気持ちにも気を配りましょう。

2-3 家庭内での役割（家族のケアやお手伝い）がこどもにもたらす影響

- こどもが果たす家庭内での役割（家族のケア、お手伝いの範囲や程度）は、時代、文化、地域などによって異なります。こどもの年齢や成熟度に合った家族のケア、お手伝いはこどもの思いやりや責任感を育みます。
- 一方で、こどもの年齢や成熟度に合わない重すぎる責任や作業など、過度な負担が続くと、こども自身の心身の健康が保持・増進されない、学習面での遅れや進学に影響が出る、社会性発達の制限、就労への影響などが出てくるなど、その年齢のこどもとして想定される生活ができない場合はヤングケアラーに当たります。
- 過度に家族のケアを担うことで、勉強に取り組むことやこどもらしい情緒的な関わりができず、年齢相応に自身の将来のことを考えることができなくなってしまう可能性があります。
- 家族の期待に過剰に適応するあまりに、家族に負担をかけてはいけないと自分の希望を言えなくなったり、進学を諦めてしまったりすることも考えられますし、家族のケアが長期化することで自立が遅くなったり、できなくなってしまう可能性もあります。

<図表2：子どもの権利条約のうち、ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利>

 <p>第28条 教育を受ける権利</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p>	 <p>第31条 休み、遊ぶ権利</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p>
 <p>第3条 子どもにもっともよいことを</p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p>	 <p>第6条 生きる権利・育つ権利</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p>
 <p>第12条 意見を表す権利</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p>	 <p>第13条 表現の自由</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p>
 <p>第24条 健康・医療への権利</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p>	 <p>第26条 社会保障を受ける権利</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p>
 <p>第27条 生活水準の確保</p> <p>子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p>	 <p>第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p>
 <p>第36条 あらゆる搾取からの保護</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p>	

出所：公益財団法人日本ユニセフ協会

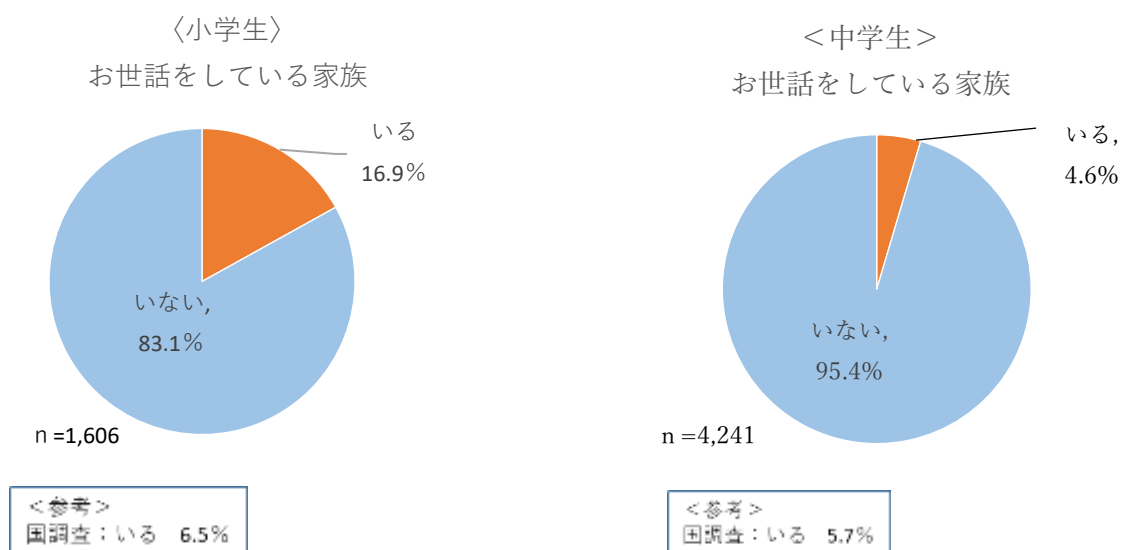
3 佐賀市におけるヤングケアラーの実態

3-1 ヤングケアラーに関する実態調査による現状と課題

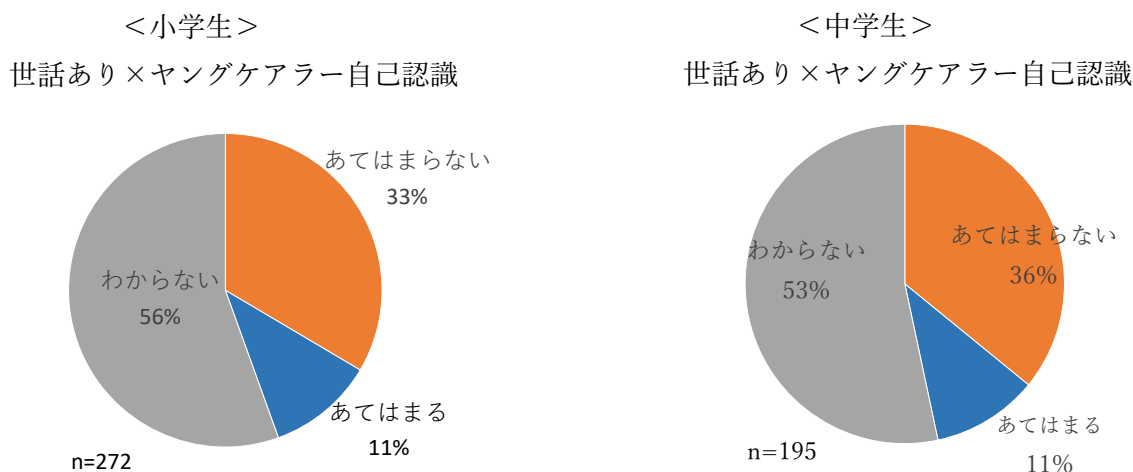
ヤングケアラーへの支援策を検討するために、令和4年度に小学6年生、中学生1・2・3年生を対象に実態調査を実施しました。

○ ヤングケアラーの存在

令和4年6月～9月に実施した「ヤングケアラーに関する実態調査」によると、お世話をしている家族の有無については、「いる」と回答した小学生が16.9%、中学生が4.6%となっています。

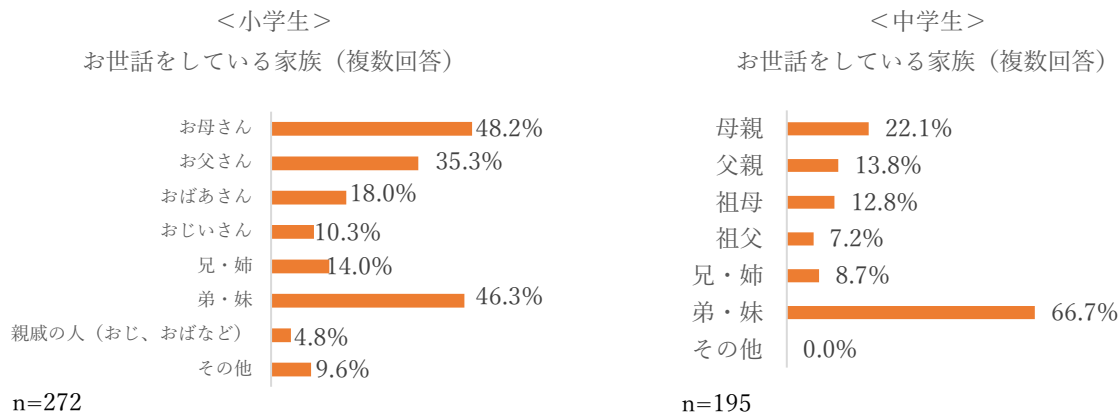


お世話をしている家族が「いる」と回答した児童・生徒のうち、ヤングケアラーに「あてはまる」と回答した小学生、中学生はいずれも1割となっています。



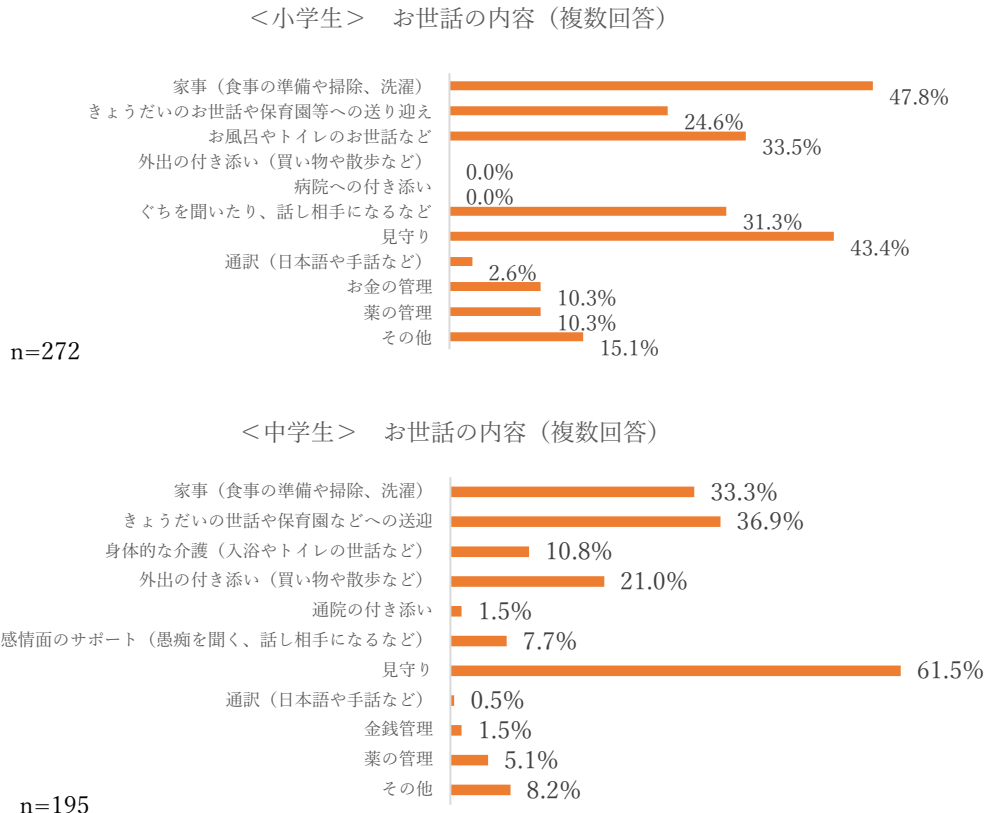
○お世話をしている家族の続柄

お世話を必要としている家族については、小学生では「母親」、中学生では「弟・妹」が最も高くなっています。



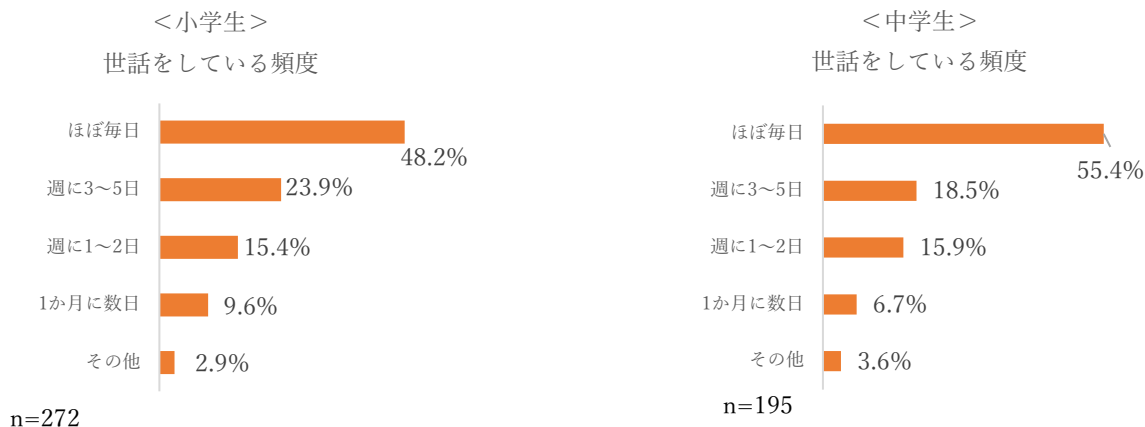
○お世話の内容

お世話の内容として、小学生では「家事」が最も多く、次いで「見守り」となっています。中学生では「見守り」が最も多く、次いで「きょうだいの世話や保育園などへの送迎」となっています。



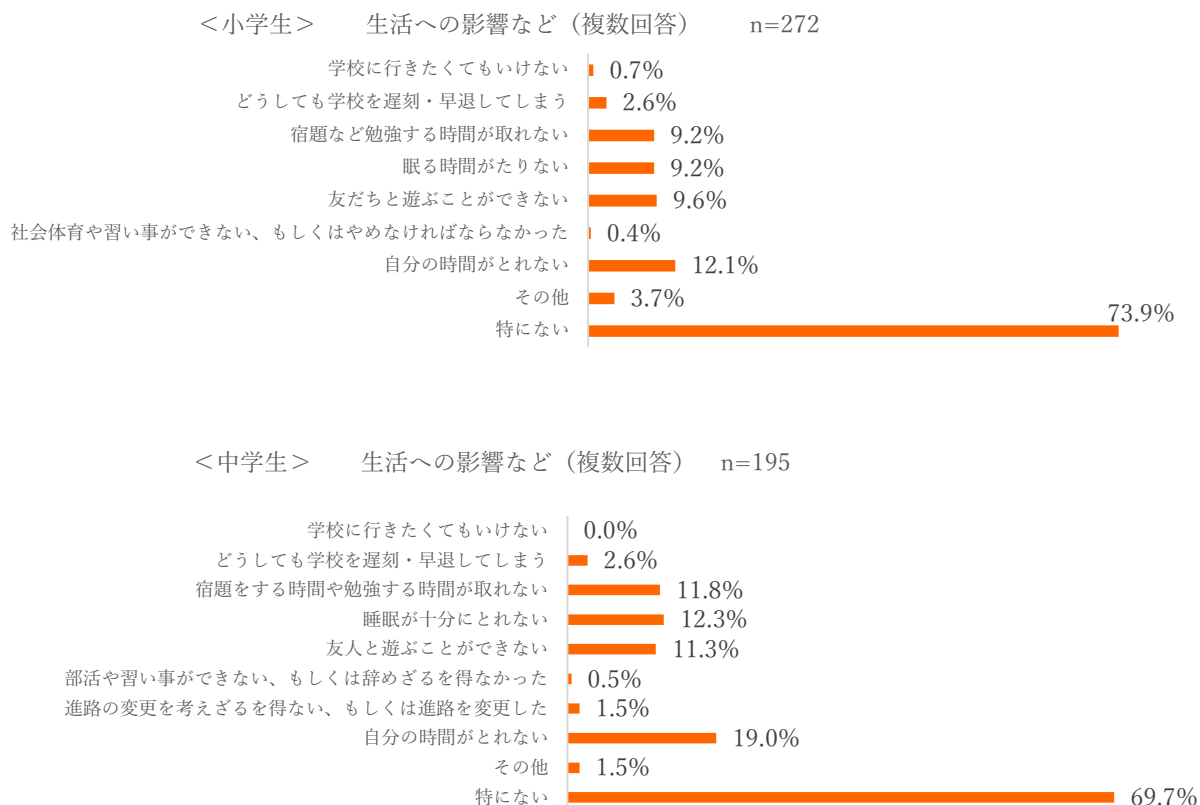
○お世話の頻度

お世話をしている頻度については小学生、中学生いずれも「ほぼ毎日」が5割前後で最も高くなっています。



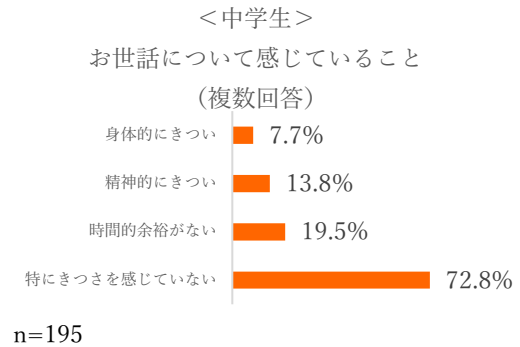
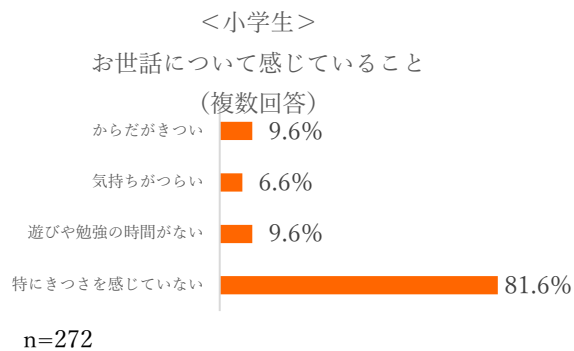
○お世話をすることによる生活への影響

お世話をしているために、やりたいけれどできていないことについては、小学生、中学生いずれも「特にない」が7割前後で最も高くなっているものの、「自分の時間が取れない」「睡眠が十分にとれない」等のほか、「どうしても学校を遅刻・早退してしまう」や小学生では「学校に行きたくても行けない」という深刻な回答がみられます。



○お世話について感じていること

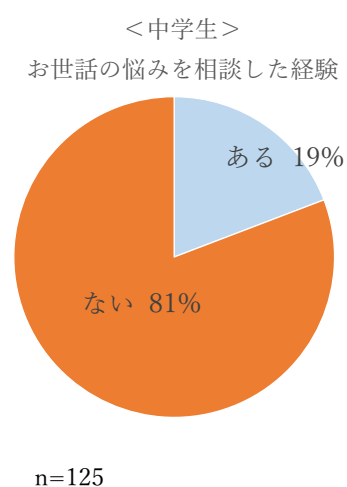
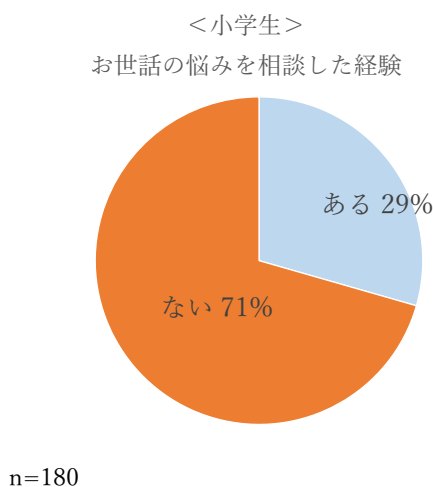
お世話をすることに感じているきつさについては、小学生、中学生いずれも「特にきつさは感じていない」が7～8割と最も高くなっています。一方で、「身体的にきつい」「精神的にきつい」「時間的余裕がない」と感じている子どもも1～2割程度みられます。

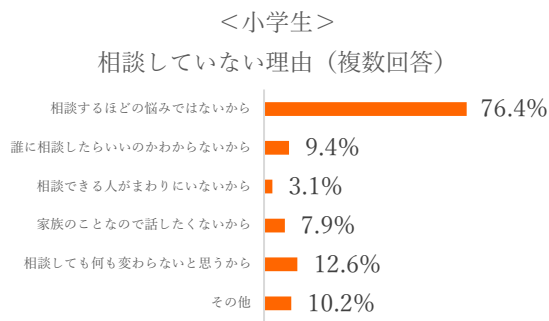


○お世話の悩みを相談した経験の有無と相談したことがない理由

お世話について相談したことは、「ある」が小学生では約3割、中学生で約2割、「ない」が小学生では約7割、中学生で8割となっています。

世話について相談したことが「ない」と回答した人に、その理由について聞いたところ、小学生、中学生いずれも「誰かに相談するほどの悩みではない」が8割前後と最も高く、次いで「相談しても状況が変わることはない」が高くなっています。一方で、「誰に相談するのがよいかわからない」や「相談できる人が身近にいない」など、相談したいのに相談できていないと考えられる子どもも一定数みられます。





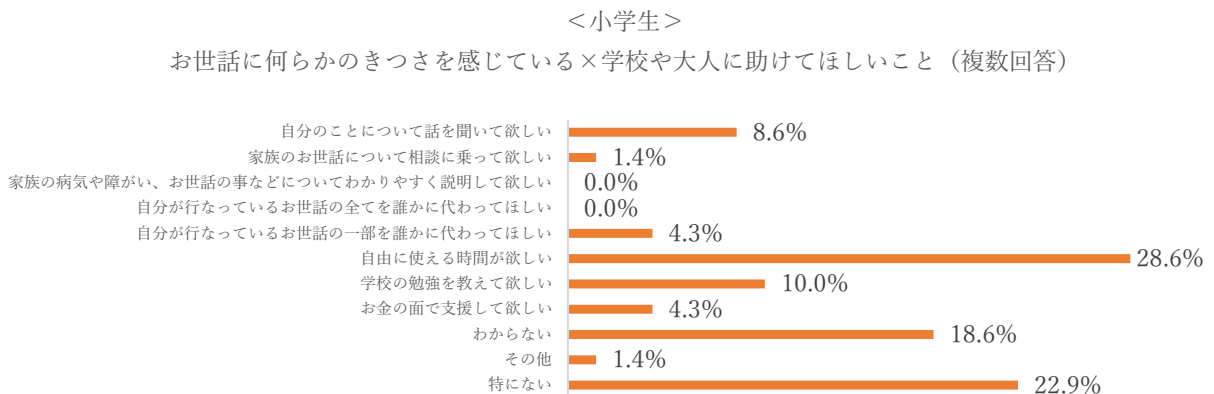
n=127



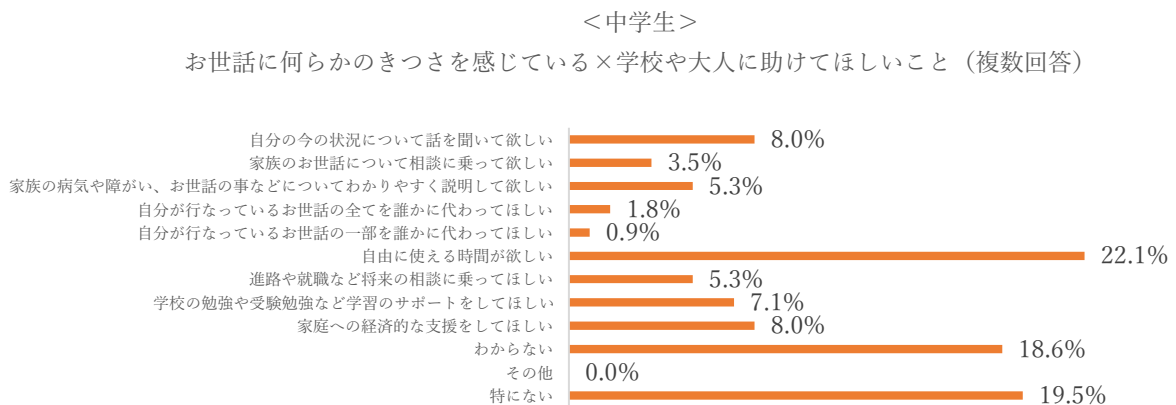
n=101

○学校や周囲の大人に助けてほしいこと

お世話に何らかのきつさを感じていると回答した小学生・中学生が、学校や大人に助けてほしいことについては、いずれも「自由に使える時間がほしい」「自分の今の状況について話を聞いてほしい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをしてほしい」の回答がやや多くみられます。



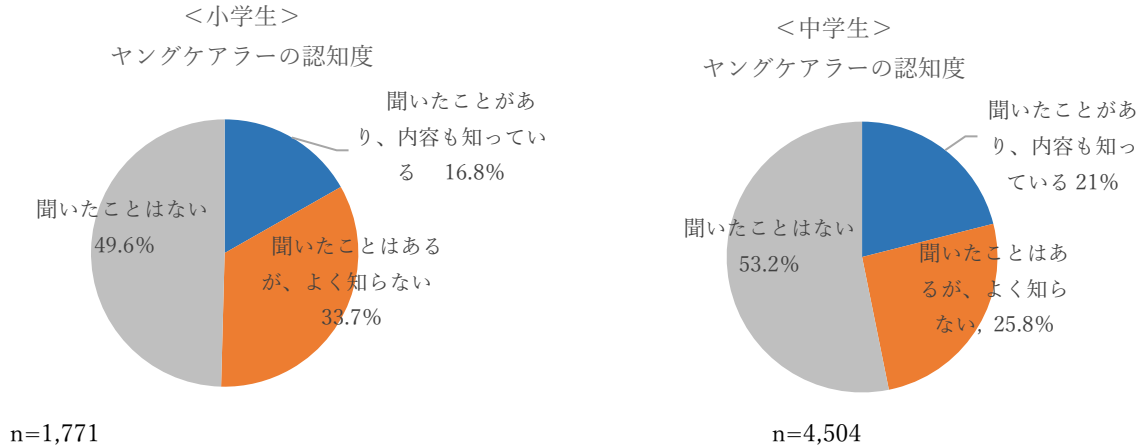
n=70



n=113

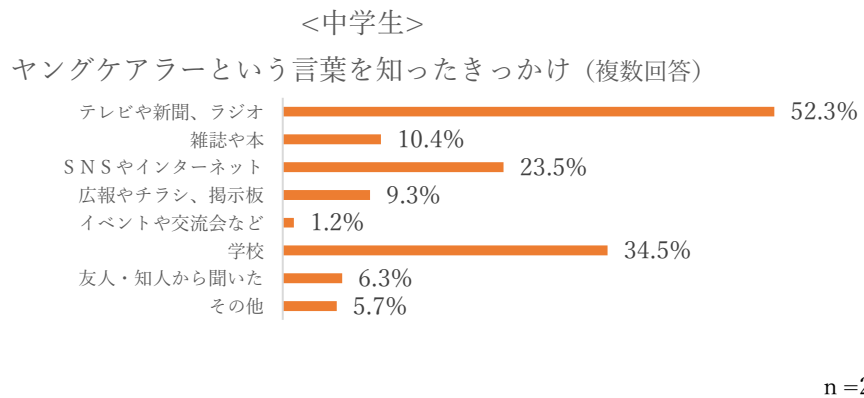
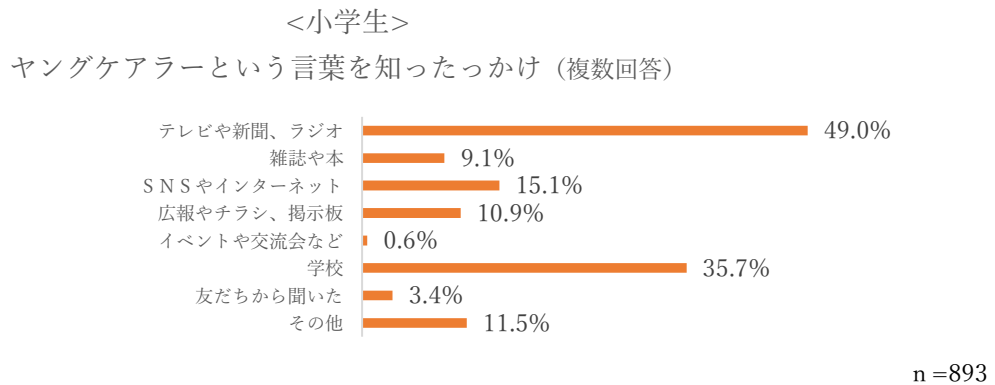
○ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度については、小学生、中学生いずれも「聞いたことはない」が約5割を占め、「聞いたことがあり、内容も知っている」は、いずれも2割前後となっています。



○ヤングケアラーという言葉を知ったきっかけ

ヤングケアラーについて「聞いたことがあり、内容も知っている」「聞いたことがあるが、よく知らない」と回答した人に、知ったきっかけを聞いたところ、小学生、中学生いずれも「テレビや新聞、ラジオ」が最も高く、次いで「学校」となっています。



○まとめ

・世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生は16.9%、中学生は4.6%

世話をしている家族がいると回答した小学生16.9%のうち、ヤングケアラーにあてはまると回答した人は約1割。中学生は4.6%のうち、ヤングケアラーにあてはまると回答した人は約1割。

・家族の世話をしていることで学校生活等に影響がみられる

世話をしている家族が「いる」人は、「いない」人に比べ健康状態が「あまりよくない」、学校を「たまに欠席する」、遅刻や早退を「たまにする」「よくする」の割合が高く、健康面や登校状況に影響が生じている可能性が考えられる。また、生活への影響については、「自分の時間が取れない」「睡眠が十分にとれない」等のほか、「どうしても学校を遅刻・早退してしまう」「学校に行きたくても行けない」という深刻な回答をした人もみられる。

・世話についての悩みを相談できていない状況がある

世話についての悩みを誰かに相談したことが「ない」と回答した人の割合が高く、その理由としては「誰かに相談するほどの悩みではない」が多い一方で、「相談しても状況が変わることはない」「誰に相談するのがよいかわからない」「相談できる人が身近にいない」等、相談したいのに相談できていない人も一定数みられる。

・周囲に日常生活等における支援を求めている

世話をしていることで、学校や大人に助けてほしいこととして「自由に使える時間が欲しい」「学校の勉強や受験勉強など学習のサポートをして欲しい」「家庭への経済的な支援をして欲しい」「自分の今の状況について話を聞いて欲しい」等の支援を求めている。

・ヤングケアラーに関する正しい理解に向けた普及啓発が必要

ヤングケアラーの認知度については、全体の約半数の人が「聞いたことがある」と回答しているが、内容も知っている人は約2割と低い。知ったきっかけは「テレビや新聞、ラジオ」「学校」から情報を得ている人が多い。

○考察

ヤングケアラーは、家族の世話をしていないこどもに比べ、健康状態や学校生活に何らかの影響が生じています。学校生活での兆候に留意して、周囲の大人から声をかけ、話を聞くなどの働きかけをおこない、周囲がヤングケアラーに早期に気付けるような仕組みづくりが必要です。また、世話についての相談相手が「学校の先生」「保健室の先生」「スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー」と学校関係者と回答した割合や、ヤングケアラーについて知ったきっかけが「学校」と回答した割合も高いため、今後ヤングケアラーの認知度向上や支援のためには、こどもたちにとって身近な学校と一層の連携を図り、支援や普及啓発活動に取り組んでいくことが有効であると考えます。さらに、ヤングケアラーと思われるこどもが安心して相談できる体制を整え、相談してよかった、また相談しようと思えるよう、こどもの気持ちや意見に寄り添いながら必要な支援策を推進していくことが重要です。

4 ヤングケアラーの発見と支援の方法

4-1 ヤングケアラーを理解するためのヒント

○ヤングケアラーに対して支援を行う際は、ヤングケアラーがおかれている状況が様々であることを念頭に置き、可能な限りの情報を収集したうえで、本人や家族の意思を踏まえた支援を行うことが望まれます。また、ヤングケアラーがケアをしている対象者の状態などにより、支援を行う際に連携を取る関係機関が異なる点にも留意が必要です。

○ヤングケアラー支援の特徴の一つとして、本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることは難しいという点があります。そのため、関係機関が協力し、本人とその家族の意思を尊重しながら本人にとっての選択肢を増やしていくことが必要です。話を聞いてもらう機会や、そもそも話を聞いてもらえるという発想自体をあまり持ち合わせていない可能性も考えながら、本人のことを気かけ、心を開くまで寄り添い、タイミングをみて話を聞く等して本人を支えることが大事になります。

<図表3：ヤングケアラーのことをよりよく理解するためのヒント>

- ヤングケアラーは、成長や発達の中でケアを担うため、年齢に合わない過度な負担を子ども時代に負った場合、その後の人生にまで影響を受けることがある。
- 子どもは自分の家庭しか知らずに育つことが多く、客観的な視点も持ちにくいことから、自分の担う家庭内役割が他と異なることに気づきにくく、現在の状況が当たり前だと感じていることが少なくない。
- 本人や家族に自覚がない状態では、自分からサポートを求めることも難しい。
- 家庭のことを知られたくないと思っていることも多い。家族に病気や障害を抱えた人がいることを恥ずかしく捉えている場合や口止めされている場合もあり、家庭のことは隠すべきものと思っていることもある。
- 本人としてはケアをしたくないわけではなく、負担になっていても大切な家族のために自分からケアをしたいという想いがあることも少なくない。ケアすることを否定されると自分がしてきたことを否定されたように思ってしまうこともある。
- ケアをしている状況について可愛そうと憐れまれることを嫌がる場合もある。家族をケアすることで優しくなる、責任感が芽生える等の良い側面もあり、単純に悪いことだと思われたくない。
- ケアを受けている家族を悪く言われたくないと感じている場合も多く、ヤングケアラーの役割を子どもに担わせているという理由で家族が責められることで本人も傷つく可能性がある。
- 信頼できる大人はいないと思っていることもある。大人に助けられた経験が少なく、人に頼ろう、相談しようという発想がない場合もある。
- 家族が時間的、精神的に余裕がないことも多く、本人は話を聞いてもらう機会が少ない場合もある。
- 大人の役割を担うことで他の子どもと話が合わないことや大人びてることがあり、また、現実的に遊ぶ時間がないこともあって、孤独を感じやすい。

出所：令和3年度、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

4-2 連携して行なう支援はなぜ必要か

- ヤングケアラーに係る問題は、家族が抱える様々な課題が関係し合い、複合化しやすいという特徴があります。支援にあたっては、そのケースに応じて様々な機関・部署がそれぞれの専門領域から関わっていくこととなります。
- 「ヤングケアラーに対して何か特別・特殊な支援をしなければならない」と難しく捉える必要はありません。各機関・部署や担当者がそれぞれの所掌範囲から少し視野を広げ、それぞれの立場の中でできることは何かを考えることが大切です。既存の支援をケースごとに組み合わせるためには複数の関係機関による連携が重要となります。
- 各関係機関において、今まで取り組んできた支援ケースの中にヤングケアラーがいるかもしれないと捉えることが大切です。

<図表4：連携して行う支援の在り方・姿勢（連携支援十か条）>

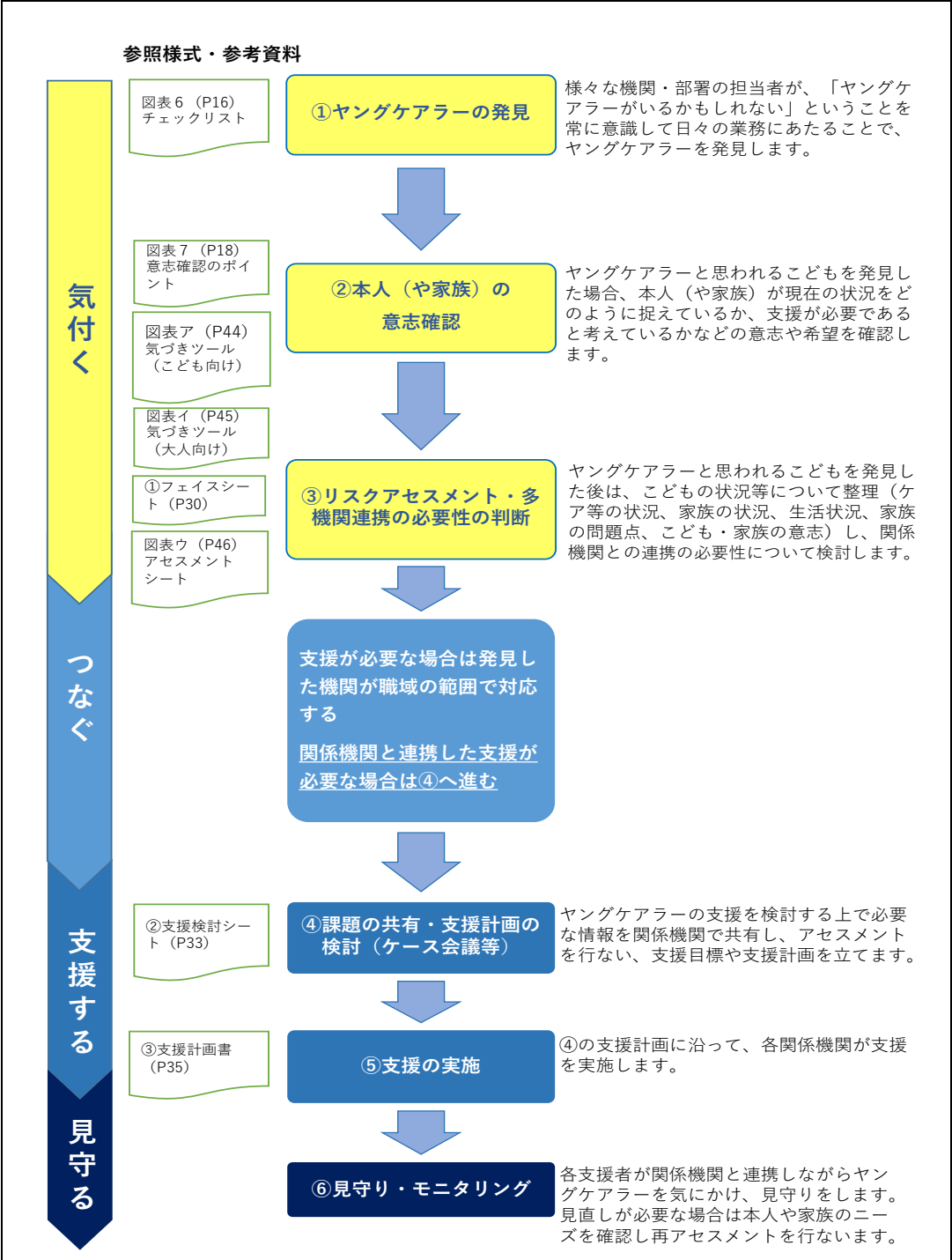
- 一. ヤングケアラーが生じる背景を理解し、家族を責めることなく、家族全体が支援を必要としていることを各機関が理解すること
- 二. 緊急の場合を除いて、ヤングケアラー本人抜きで性急に家族に支援を入れようとすることはせず、本人の意思を尊重して支援を進めることが重要であることを各機関が理解すること
- 三. ヤングケアラー本人や家族の想いを第一に考え、本人や家族が希望する支援は何か、利用しやすい支援は何かを、各機関が協力して検討すること
- 四. 支援開始から切れ目なく、また、ヤングケアラー本人や家族の負担になるような状況確認が重複することもなく、支援が包括的に行われることを目指すこと
- 五. 支援を主体的に進める者（機関）は誰か、押しつけ合いをせずに明らかにすること
- 六. 支援を進める者（機関）も連携体制において協力するもの（機関）も、全ての者（機関）が問題を自分事として捉えること
- 七. 各機関や職種は、それぞれの役割、専門性、視点が異なることを理解し、共通した目標に向かって協力し合うこと
- 八. 既存の制度やサービスで対応できない場合においても、インフォーマルな手段を含め、あらゆる方法を模索するとともに、必要な支援や体制の構築に向けて協力すること
- 九. ヤングケアラー本人や家族が支援を望まない場合でも、意思決定のためのサポートを忘れずに本人や家族を気にかけて、寄り添う事が重要であることを各機関が理解すること
- 十. 円滑に効果的に連携した支援を行なう事ができるよう、日頃から顔の見える関係作りを意識すること

出所：令和3年度、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

4-3 ヤングケアラーへの気づきから支援までの流れ

○ヤングケアラー支援の一般的な流れとして、以下の図表5のような経過をたどることが考えられます。

<図表5：ヤングケアラー支援の一般的なフロー>



4-4 支援機関別の気づきのポイント

ヤングケアラーに気づくためのポイント

○ヤングケアラーは、身近な課題である一方で、家庭内の問題であり表に出にくいものです。また、こども自身やその家族がヤングケアラーであることを認識していないことや、周囲が異変に気づいていても家族の問題に対して介入しづらいといった理由から支援に繋がっていないケースもあります。このため、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援に繋げていくことが重要です。

○ヤングケアラーに気づくためには、様々な機関・部署の担当者が「ヤングケアラーがいるかもしれない」ということを常に意識することでヤングケアラーを発見することにつながります。それぞれの立場でヤングケアラーの存在に気づくためのヒントとして以下の気づくポイント（チェックリスト）を参考にしてください。

<図表6：ヤングケアラーではないか？と気づくポイント（チェックリスト）>

	分野（場所）等	気づくポイント（チェックリスト）
1	教育・保育施設 （学校、保育所等）	<input type="checkbox"/> 本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である <input type="checkbox"/> 遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> 保健室で過ごしていることが多い <input type="checkbox"/> 提出物が遅れがちになってきた <input type="checkbox"/> 持ち物がそろわなくなってきた <input type="checkbox"/> しっかりしすぎている <input type="checkbox"/> 優等生でいつも頑張っている <input type="checkbox"/> こども同士よりも大人と話が合う <input type="checkbox"/> 周囲の人に気を遣いすぎる <input type="checkbox"/> 服装が乱れている <input type="checkbox"/> 児童・生徒から相談がある <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている <input type="checkbox"/> 保護者が授業参観や保護者面談に来ない <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいの送迎をしていることがある
2	高齢者福祉	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
	分野（場所）等	気づくポイント（チェックリスト）

3	障がい福祉	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 日常の家事をしている姿を見かけることがある
4	生活保護、生活困窮	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる
5	医療	<input type="checkbox"/> 家族の付き添いをしている姿を見かけることがある (平日に学校を休んで付き添いをしている場合など) <input type="checkbox"/> 来院時の本人の身なりが整っていない、むし歯が多い <input type="checkbox"/> 家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある
6	地域	<input type="checkbox"/> 学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある <input type="checkbox"/> 毎日のようにスーパーで買い物をしている <input type="checkbox"/> 毎日のように洗濯物を干している <input type="checkbox"/> 自治会の集まり等、通常大人が参加する場にこどもだけで参加している <input type="checkbox"/> 民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する <input type="checkbox"/> こども食堂での様子に気になる点がある
7	就労	<input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）就職している <input type="checkbox"/> 生活のために（家庭の事情により）アルバイトをしている
8	その他	<input type="checkbox"/> 家族の介護・介助、きょうだいの世話などをしている姿を見かけることがある（保健師による訪問時、物資支援時等） <input type="checkbox"/> ごみ問題の発生 <input type="checkbox"/> 家賃不払いにより自宅を退去 <input type="checkbox"/> こどもが親の通訳をしている <input type="checkbox"/> 教育支援センター（適応指導教室）で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある <input type="checkbox"/> 児童家庭支援センター等において、家族のケアを行うこどもに関する相談がある

出所：令和3年度、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

ル」

4-5 本人や家族の意志の確認

- ヤングケアラーと思われるこどもを発見した場合は、本人や家族が現在の状況をどのように捉えているか、支援が必要であると考えているか、といった意志や希望を確認することが重要です。例えば、親のケアをしている場合に親と一緒にでは本心を言えないこともあります。家族とは別の場所で意志を確認することで本心を聞けることもあります。
- 本人の意思を確認することなく、本人からの相談内容を家族に伝えることは原則として行ってはいけません。本人との関係性が崩れるだけでなく、本人と家族の関係性が悪化する危険性もあります。本人から話を聞く時は、「話を聞く目的」「話をするとこの先どうなるのか」「こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得たうえで話を聞くようにします。参考資料<各種ツールの使い方 P43>を参照
- 本人や家族の意志を確認することは、本人たちが意図しないところで勝手に支援が進められてしまうといった行き違いを防ぐこととなります。これは本人や家族との信頼関係を構築していく上でもとても大切なことです。本人や家族が安心して話せる支援機関が最初に対話（意志確認）をすることが大切です。
- ヤングケアラーと思われるこどもは何等かの支援を希望しているが、家族（保護者）としては家族の置かれている状況を人に言いたくないという場合があるなど、本人と家族の希望が異なることもあるかもしれません。その場合においても、家族ありきの支援ではなく、ヤングケアラーであるこどもを中心とした支援はどのようなものかを検討することが大切です。

<図表7：本人や家族の意志を確認する際のポイント>

- 虐待と絡むようなやむを得ない場合を除き、あくまで本人や家族の意志を尊重する。必ずしもヤングケアラー本人はケアを止めたいと思っているわけではないため、ヤングケアラー本人や家族の想いを知る、寄り添う、見守るまなざしを向けるだけでも、ヤングケアラーやその家族の精神的負担を軽減すると考えられる。
- ヤングケアラー本人や家族は、当事者同士でこれまで築いてきた関係性や、家族の中での役割がある。また、家族がこどもに家事等の負担をかけてしまっていることを申し訳なく思っている場合もある。ヤングケアラー本人や家族を責めるような言い回しにならないよう意識し、それぞれの想いやプライドを尊重する姿勢は極めて重要である。

出所：令和3年度、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル」

4-6 リスクアセスメント・多機関連携の必要性の判断

- ヤングケアラーと思われるこどもを発見した後は、すぐに支援につなげる必要があるか否かの判断が必要です。こども本人や家族の命に危険が及んだり、心身に危険が及んだりする可能性がないか、重大な権利侵害がないかなどを確認し、そのリスクがあれば速やかに児童相談所や市こども家庭課に連絡をとりましょう。
- 「ヤングケアラーではないか？」と気になったら、参考資料（図表ア、イ、ウ P44~P48）のヤングケアラー気づきツール（こども向け、大人向け）やヤングケアラーアセスメントツールを参考に、まずは本人や家族から話をきいてみましょう。

4-7 連携して行う支援が必要となる場合

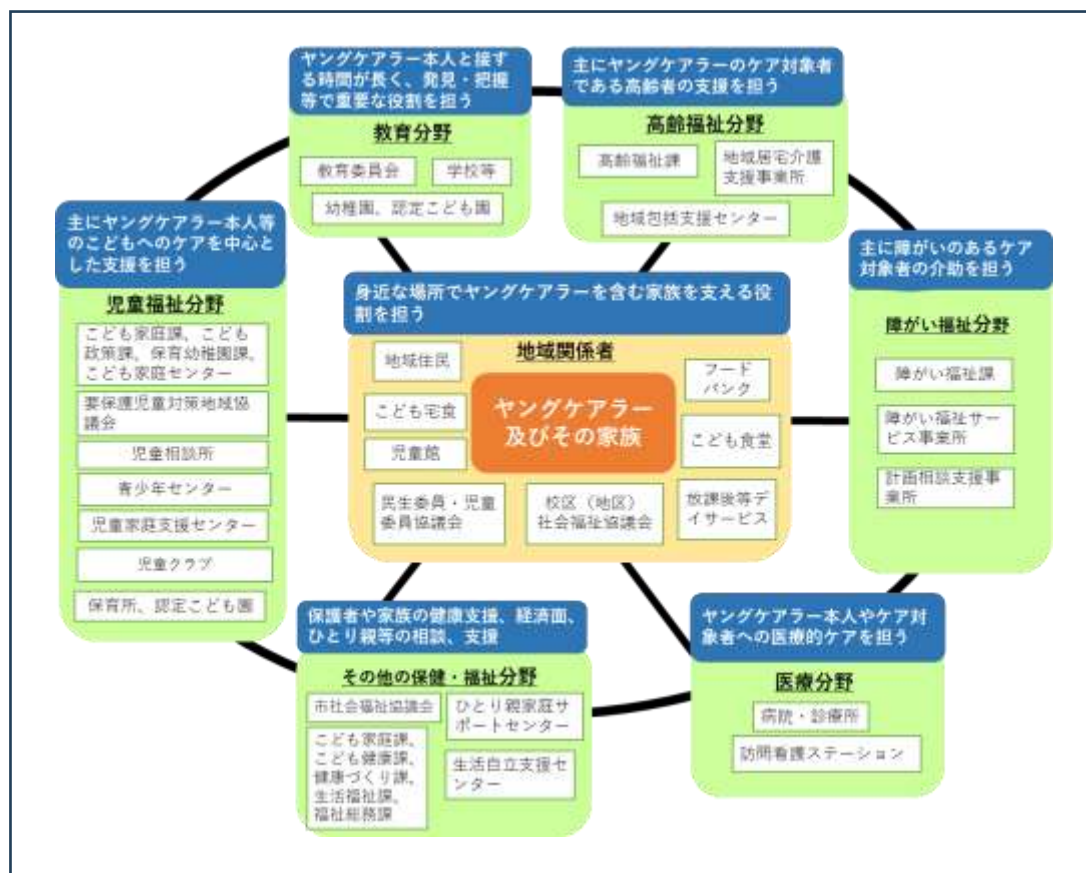
- 必ずしもすべてのケースにおいて連携して支援を行う必要はありませんが、ヤングケアラーのおかれている状況が、経済的困窮や要介護（介護が必要な状態）、精神疾患など、様々な課題が複合的に絡みあっている場合には、関係各所が連携して、組織横断的に取り組むことが求められます。
- ヤングケアラー本人やその家族に対して、これまで接してきた担当機関・部署とは異なる立場から話をすることで、必要な支援につながるきっかけができる場合もあります。
- 自機関・部署で解決できるか否かの判断に迷う場合は、そのままにせず、状況が深刻化する前に、関係機関と連携して支援を行う必要性や可能性について、検討してみてください。連携先となりうる関係機関については、「5-1 関係機関とその役割 P20」や「5-2 ヤングケアラーを発見した際の対応 P22」を参照ください。
尚、どこに相談すべきか迷う場合などは、市こども家庭課までお気軽にご相談ください。また、「5-3 ヤングケアラーの相談窓口 P28」（図表 14）もご活用ください。

5 ヤングケアラー及びその家族を支える主な関係機関と役割

5-1 関係機関とその役割

- ヤングケアラーがおかれている状況は多岐にわたるため、ヤングケアラーを含む世帯支援を行なうためには、分野の垣根を超えた機関連携が必要となることがあります。
- ヤングケアラー及びその家族を支える関係者として下図のような支援機関等があります。福祉各分野、教育そして地域の支援団体等、多様な関係者が協力して支援することで、よりよい支援が行えます。
- ケースに応じ、様々な機関との連携が求められます。どの機関と連携すればよいか検討する際の参考にしてください。

<図表8：ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関>



<図表9：ヤングケアラー支援における主な関係機関の機能及び役割>

	主な関係機関	主な役割
児童福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・子育て総務課 ・保育幼稚園課 ・こども家庭センター ・要保護児童対策地域協議会 ・児童相談所 ・児童家庭支援センター ・青少年センター ・保育園、認定こども園 ・放課後児童クラブ 	こどもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じる他、関係機関とともに状況を把握し、福祉サービス等の窓口につなげる役割を担うと共に、遊びの場や交流の場を提供する。
教育分野	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課 ・学校教育課 ・社会教育課 ・学校 ・幼稚園、認定こども園 	ヤングケアラーと思われるこどもやきょうだい児と日常的に接する時間が長く、発見・把握等で特に重要な役割を担う。
地域関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・校区（地区）社会福祉協議会 ・民生委員・児童委員協議会 ・こども食堂 ・フードバンク ・こども宅食 ・児童館 ・放課後等デイサービス 	地域において身近な場所でヤングケアラーを含む家族を見守り、支える役割を担う。
障がい福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉課 ・障がい福祉サービス事業所 ・計画相談支援事業所 	障がいに関する相談に応じ、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援等を行う。
高齢福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉課 ・居宅介護支援事業所 ・地域包括支援センター 	高齢者に関する相談に応じ、介護サービスの利用調整や必要な情報の提供、家庭状況の把握等を行う。
その他の保健・福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課 ・こども健康課 ・健康づくり課 ・生活福祉課 ・福祉総務課 ・市社会福祉協議会 ・ひとり親家庭サポートセンター ・生活自立支援センター 	保護者や家族への健康支援、経済面、ひとり親家庭等に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関と情報共有や連携した支援を行なう。
医療分野	<ul style="list-style-type: none"> ・病院・診療所 ・訪問看護ステーション 	ヤングケアラー本人やケア対象者への医療的ケアを担う

5-2 ヤングケアラーを発見した際の対応

ヤングケアラーやその世帯を発見した際の対応や連携して行う支援が必要な場合のフロー図を作成しました。それぞれの分野における支援の流れは以下を参考にしてください。

【学校が発見した場合のフロー（図表 10 参照）】

- ① 児童生徒からの相談や生活アンケート、関係者等が発見した場合、まずは校内で児童生徒の状況について情報共有をおこないます。必要に応じ教育委員会と共有、連携します。
→ケアの状況、家族や生活の状況、家族の問題点、児童生徒・家族の意志の確認
- ② 学校でできる対応について検討し、対応をおこないます。
→保護者へのアプローチや本人への積極的な声掛けや見守りを行う
- ③ ①②を実施した上で、連携の必要性がある場合はこども家庭課へ連絡します。
（職域の中で、できる範囲で対応し判断に迷う場合はこども家庭課へつなぐ）
→・既に連携している関係機関があれば各相談窓口へつなぐ
・連携している関係機関がない場合は年齢によってこども家庭センターや子ども・若者支援室での対応、さらには要保護児童対策地域協議会等に対応
・県のヤングケアラー相談窓口と連携を図る

【民生委員・児童委員及び主任児童委員が発見した場合のフロー（図表 11 参照）】

- ① 地域の人からの相談や活動によって発見した場合、市社会福祉協議会もしくは福祉総務課へ報告します。
- ② 市社会福祉協議会や福祉総務課は、民生委員・児童委員、主任児童委員とこどもの状況や家庭状況等について情報を整理します。
- ③ 地域でできる支援について検討し、対応をおこないます。
→保護者へのアプローチや本人への積極的な声掛けや見守りを行う
- ④ ①②③を実施した上で、連携の必要性がある場合はこども家庭課へ連絡します。
（職域の中で、できる範囲で対応し判断に迷う場合はこども家庭課へつなぐ）
→・既に連携している関係機関があれば各相談窓口へつなぐ
・連携している関係機関がない場合は年齢によってこども家庭センターや子ども・若者支援室での対応、さらには要保護児童対策地域協議会等に対応
・県のヤングケアラー相談窓口と連携を図る

【児童福祉分野・地域関係者が発見した場合のフロー（図表 12 参照）】

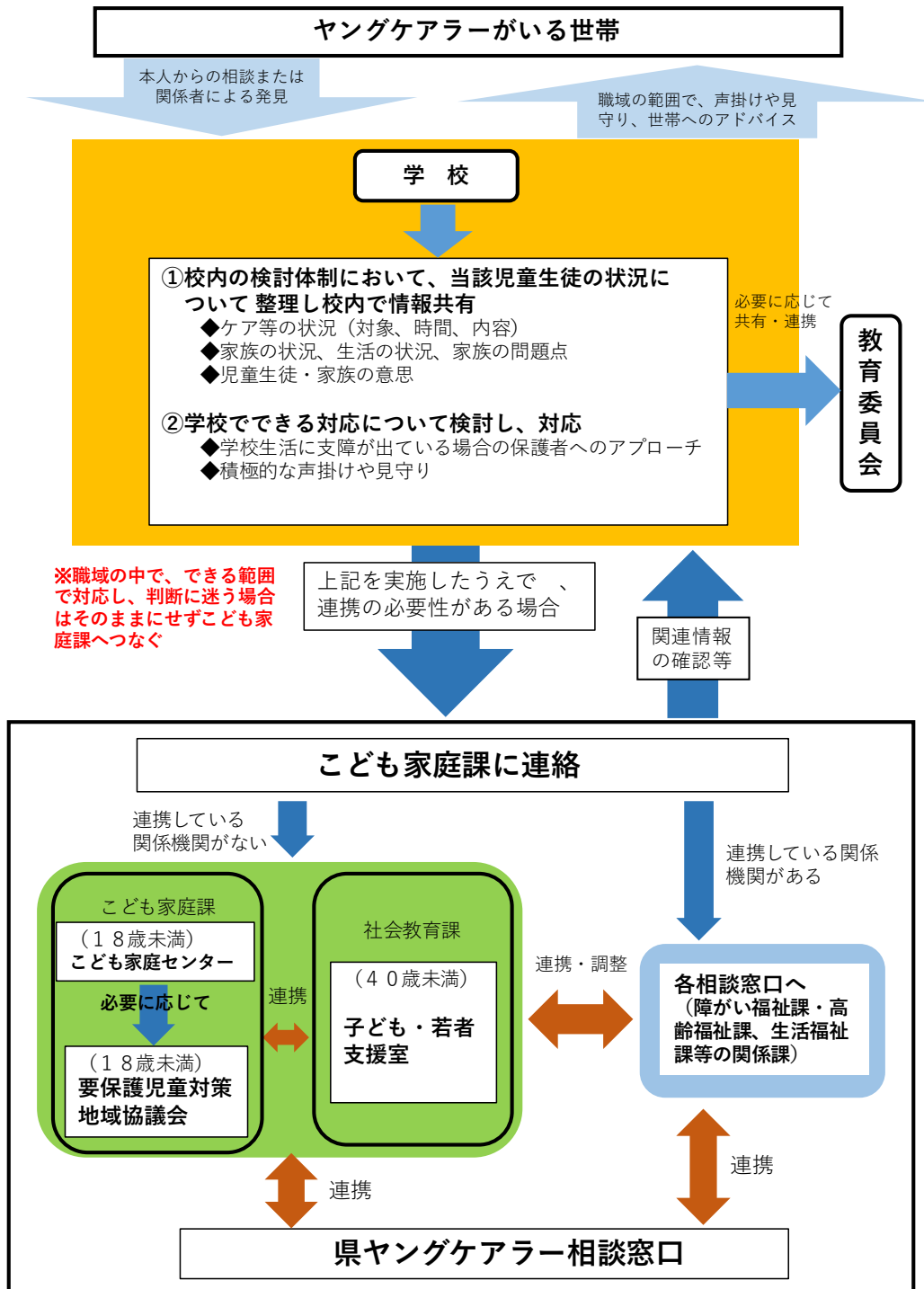
- ① 各々の関係機関が発見した場合は関係部署へ報告します。
- ② 連絡を受けた関係部署は、関係機関とこどもの状況等について整理します。
→ケアの状況、家族や生活の状況、家族の問題点、こども・家族の意志の確認
- ③ 関係機関や地域でできる支援について検討し対応をおこないます。
→保護者へのアプローチや本人への積極的な声掛けや見守りを行う
- ④ ①②③を実施した上で、連携の必要性がある場合はこども家庭課へ連絡します。
- ⑤ （職域の中で、できる範囲で対応し判断に迷う場合はこども家庭課へつなぐ）
→・既に連携している関係機関があれば各相談窓口へつなぐ
・連携している関係機関がない場合は年齢によってこども家庭センターや子ども・若者支援室での対応、さらには要保護児童対策地域協議会等で対応
・県のヤングケアラー相談窓口と連携を図る

【保健・医療・福祉分野が発見した場合のフロー（図表 13 参照）】

- ① 各々の関係機関が発見した場合は関係部署へ報告します。
- ② 連絡を受けた関係部署は、こどもの状況等について整理し、負担軽減に向けて検討をおこないます。
→サービスの利用調整、関係者会議等の実施
→ケアの状況、家族や生活の状況、家族の問題点、こども・家族の意志の確認
- ③ 関係機関や地域でできる支援について検討し対応をおこないます。
→保護者へのアプローチや本人への積極的な声掛けや見守りを行う
- ④ ①②③を実施した上で、連携の必要性がある場合はこども家庭課へ連絡します。
（職域の中で、できる範囲で対応し判断に迷う場合はこども家庭課へつなぐ）
→・既に連携している関係機関があれば各相談窓口へつなぐ
・連携している関係機関がない場合は年齢によってこども家庭センターや子ども・若者支援室での対応、さらには要保護児童対策地域協議会等で対応
・県のヤングケアラー相談窓口と連携を図る

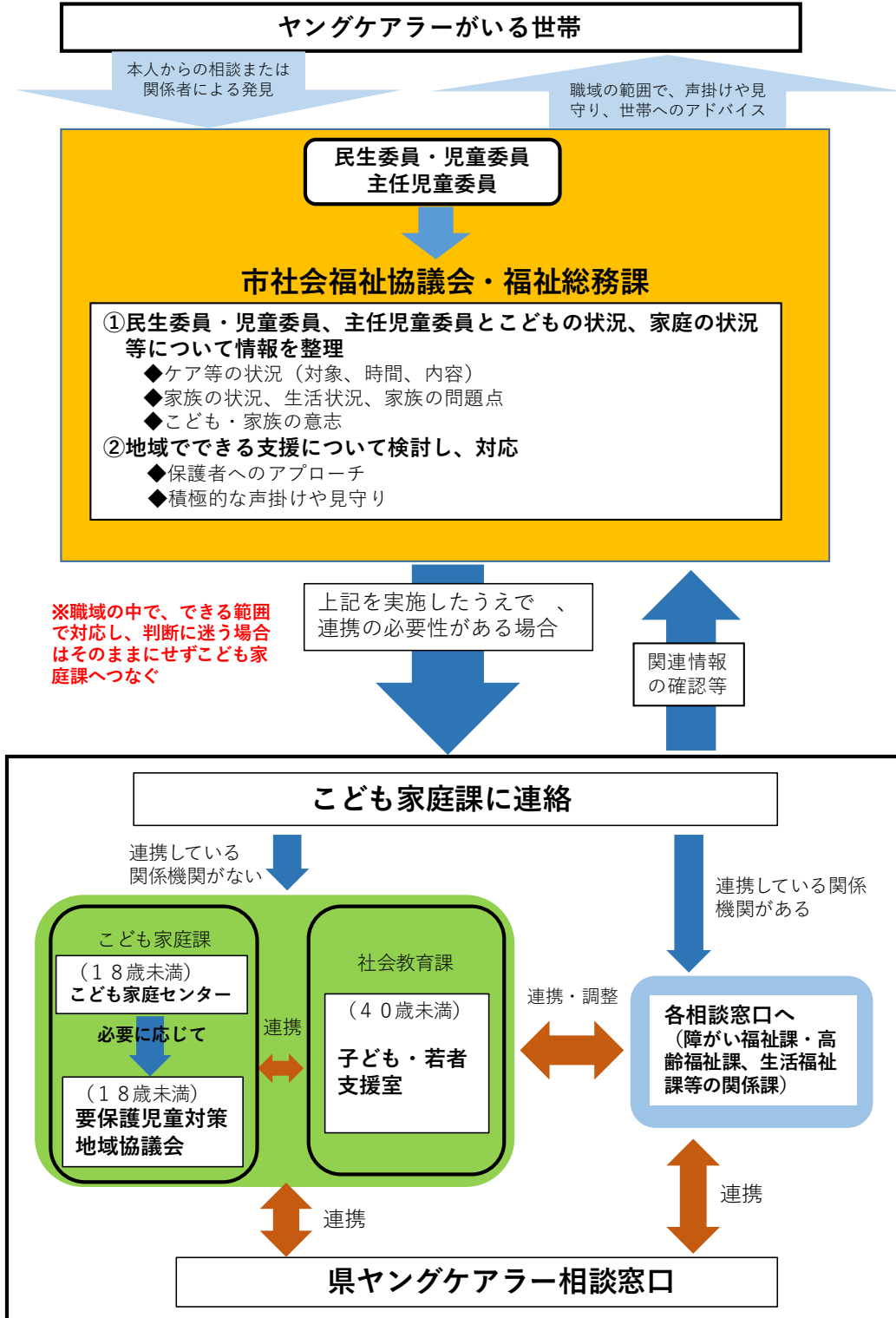
<図表 10：学校が発見した場合のフロー図>

【学校が発見した場合のフロー図】



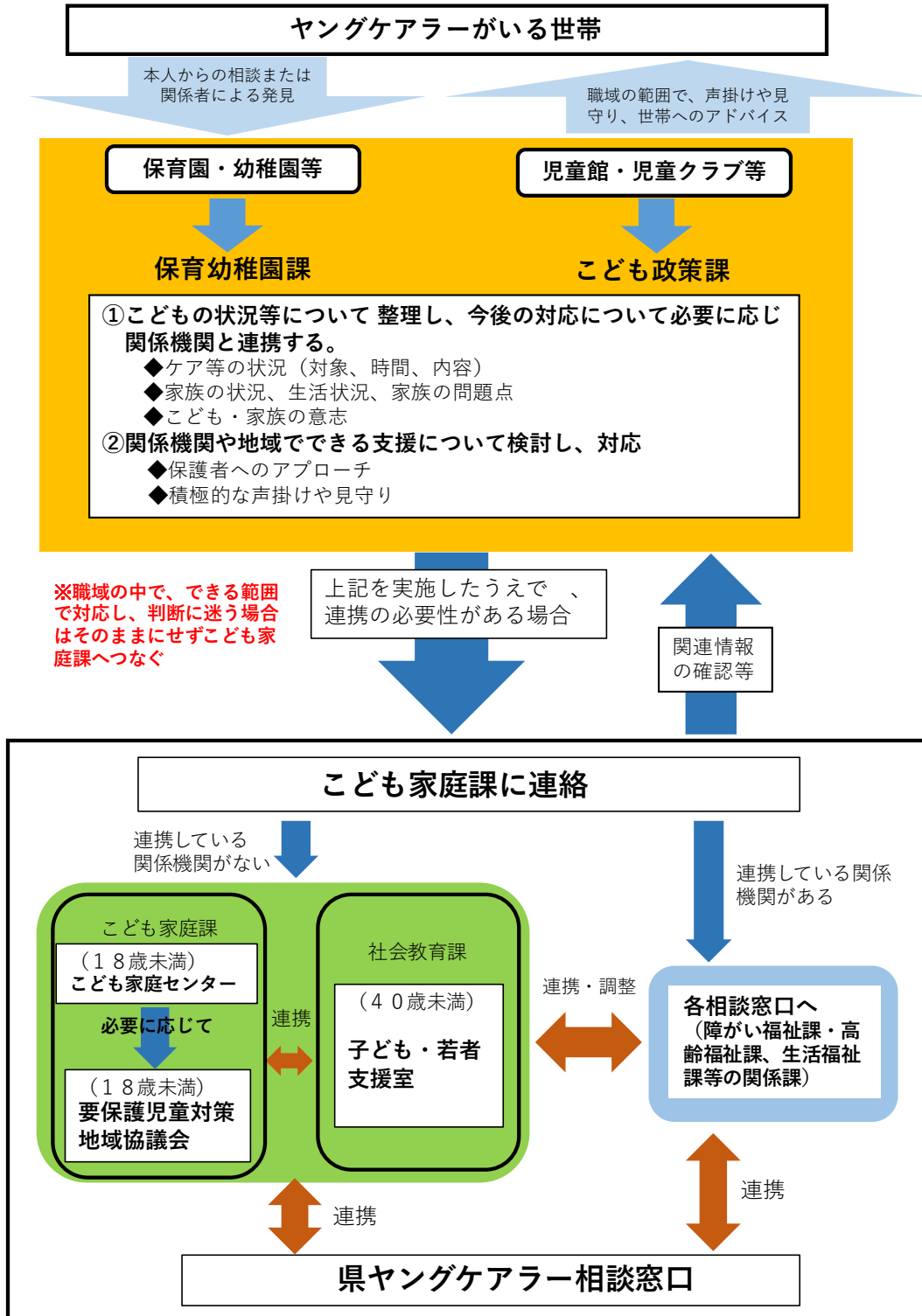
<図表 11：民生委員・児童委員及び主任児童委員が発見した場合のフロー図>

【民生委員・児童委員及び主任児童委員が発見した場合のフロー図】



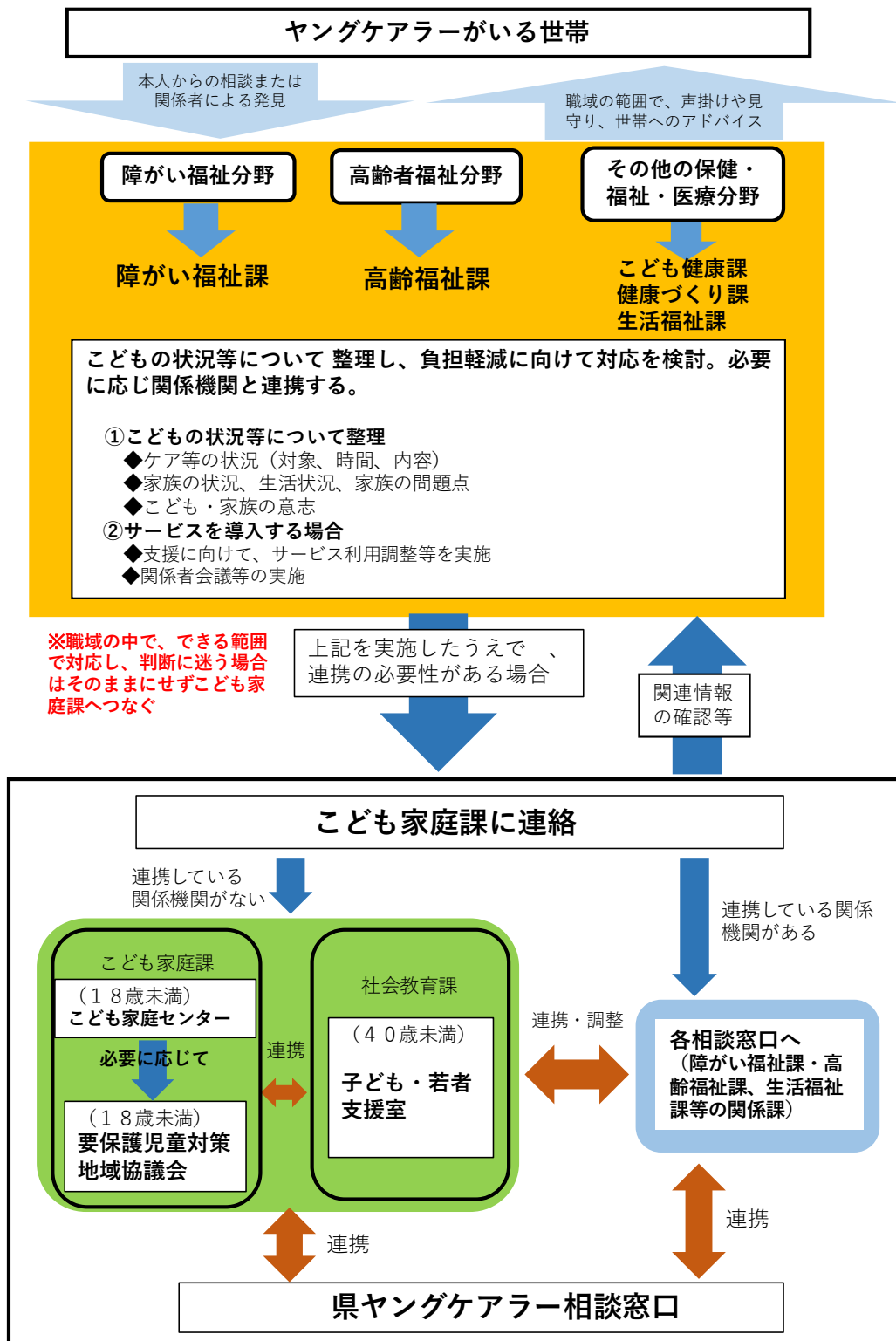
<図表 12：児童福祉分野・地域関係者が発見した場合のフロー図>

【児童福祉分野・地域関係者が発見した場合のフロー図】



<図表 13：保健・福祉・医療分野が発見した場合のフロー図>

【保健・福祉分野・医療分野が発見した場合のフロー図】



5-3 ヤングケアラーの相談窓口

ヤングケアラーの相談窓口を紹介します。

ヤングケアラーやその家族からの相談のほか、ヤングケアラーの発見者が行政の支援が必要と感じた場合には、以下の窓口へ相談・連絡をお願いします。

<図表 14：ヤングケアラーの相談窓口>

相談窓口	相談対象	説明	連絡先
佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤル	ヤングケアラー本人や家族、関係機関、地域の方	ヤングケアラーに関する相談について 月・水・金11：00～18：00 (土・日・祝日、年末年始は除く)	電話 090-9717-0566
佐賀県中央児童相談所	18歳未満の子どもや保護者	児童虐待をはじめ、子どもに関するあらゆる悩み事の相談窓口、児童虐待の通報窓口	電話 0952-26-1212 または189 児童虐待通告は24時間365日
佐賀市子ども家庭センター	18歳未満の子どもや保護者、関係機関等	妊娠・出産、子育て、子どもの発達、女性、家庭、ひとり親についての様々な相談、ヤングケアラーに関する相談 8：30～17：00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-40-7254 メール相談 kokasen@city.saga.lg.jp
佐賀市青少年センター相談窓口	子どもや保護者	【子ども電話・メール相談】 学校生活、親子関係等に関する相談 10：00～17：00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-29-3594 メール相談 kodomosoudan@city.saga.lg.jp
	39歳以下の青少年や家族	【子ども・若者支援室】 不登校、ひきこもり等に関する悩み 10：00～17：00 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0952-24-2333 (予約制)
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	子どもや保護者	いじめやその他のSOS全般 24時間受付(年中無休)通話料無料	電話0120-0-78310 (なやみいおう) フリーダイヤル
子どもの人権110番(法務省)	子ども、子どもに関する悩みをお持ちの大人	いじめや虐待など子どもの人権問題に関する専用電話 平日8：30～17：15通話料無料 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話 0120-007-110
佐賀県警察少年サポートセンター	子ども、子どもに関する悩みをお持ちの大人	非行・不良行為少年、被害少年など、20歳未満の子どもに関する悩みや困りごと 8：30～17：15 (土・日・祝日・年末年始は除く)	電話0120-29-7867 (ふかくなやむな)

5-4 ヤングケアラーの負担軽減につながるサービス

ヤングケアラー本人に障がいなどがある場合を除き、ヤングケアラーに対して直接的に提供できる公的なサービスはまだ限られているのが現状ですが、ここでは、ケース別のサービス提供例をご紹介します。

＜図表 15：ケース別のサービス提供例＞

ケース例	提供サービス・措置等の例	担当部署・関係機関等
1 ヤングケアラー本人の息抜きが必要な場合	・居場所の提供 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）	こども政策課 こども家庭課
	・コミュニティカフェ	市社会福祉協議会・各公民館・自治公民館等
2 ヤングケアラー本人や家族が経験を共感できる相手を求めている場合	・ピアサポート（オンライン）	一般社団法人ヤングケアラー協会（全国）
	・交流会（オンライン）	
3 ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる面談やカウンセリング	各学校（学校教育課）
	・医療サービス	各医療機関（健康づくり課）
4 多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	・養育支援訪問事業	こども家庭課
	・子育て世帯訪問支援事業 ・子育て短期支援事業（ショートステイ）	
	・サポートママ、ファミリーサポート	保育幼稚園課
	・保育所・認定こども園・地域型保育施設の利用調整	
	・一時預かり事業	こども政策課
	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・児童クラブの利用調整	
5 日常生活の支援をする場合	・子育て世帯訪問支援事業	こども家庭課
	・ひとり親家庭への日常生活支援 ・ひとり親家庭への資金貸付	
	・食事や日用品の提供（フードバンク、こども宅食、コミュニティフリッジ、こども食堂）	こども政策課
	・家計見直し支援	グリーンコープ（福祉・就労支援室）
	・行政手続き等の支援	こども家庭課他
6 学習支援が必要な場合	・生活困窮世帯へのこどもへの学習支援	SSF※1（生活福祉課）
	・ひとり親家庭へのこどもへの学習支援	こども家庭課
7 人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	・青少年センター子ども・若者相談支援事業	SSF（社会教育課）
	・児童家庭支援センターへの相談	児童家庭支援センター 絆
	・進路相談（教育相談）	学校（学校教育課）
	・学校の担任への相談	
8 ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障がい等がある場合	・障がい福祉サービス	障がい福祉課
	・訪問看護	各医療機関
	・自立支援医療	障がい福祉課
9 ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	・成年後見制度の利用に関する相談	高齢福祉課・市社会福祉協議会
	・介護保険サービス	各おたっしや本舗
	・介護保険以外の高齢福祉サービス	高齢福祉課・市社会福祉協議会
10 ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療ケアが必要な場合	・医療サービス（受診、訪問看護等）	各医療機関 県中部保健福祉事務所
11 経済的支援（経済的自立）が必要な場合	・市社会福祉協議会への相談	市社会福祉協議会
	・生活自立支援センターへの相談	SSF（福祉・就労支援室）
	・就労準備支援事業	
	・生活困窮者自立相談支援事業	こども家庭課
	・ひとり親家庭相談事業、母子父子自立支援プログラム策定	
	・障害年金受給	
・生活保護受給	生活福祉課	
・就労相談等	ハローワーク	
12 ヤングケアラーがケアをする対象者に通訳やコミュニケーション支援が必要な場合	・通訳サービス	県国際交流協会
	・障がい福祉サービス（手話通訳および要約筆記者の派遣）	障がい福祉課
13 生活環境を一新する必要がある場合	・母子生活支援施設への入所	こども家庭課
	・里親委託	県中央児童相談所

※1：スチューデント・サポート・フェイス

参照様式

① フェイスシート

(1/3) フェイスシート

管理番号 _____ 受理年月日 _____
 初回面談年月日 _____ 担当者 _____
 初回相談対応者 _____ 更新年月日 _____
 情報共有に関する本人同意 有・一部有(範囲 _____)・無【 年 月 日 時点】

1 相談者

相談者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 親以外の家族 <input type="checkbox"/> 関係機関(<input type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 民間団体) 具体的に：(_____)		
相談者の氏名・連絡先	_____		
相談経緯・関係機関の場合は 気付いた経緯や様子 ※必要に応じてチェックリストを 添付	_____		

2 ケアをしている子供の基本情報

フリガナ	_____		家族構成・ジェノグラム (男性○、女性○、本人◎)	
氏名	(性別)			
生年月日・年齢	(S/H/R) 年 月 日 (歳)			
本人・家族の連絡先 (携帯電話の場合は 続柄・氏名記載のこと)	本人 家族(続柄：) (続柄：)			
居住地	〒 _____			
学校名	_____			
家族構成 (きょうだいその他は具体的に 年齢、学年等)	<input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 妹 <input type="checkbox"/> 弟 <input type="checkbox"/> 妹 <input type="checkbox"/> その他 (_____)			
備考(別添等あれば)	_____			
本人の疾患・障害等			要保護児童対策 地域協議会登録状況	

3 ケアの状況について

本人が担っているケアの内容 (ケア相手については 「4」で詳細を記載)	<input type="checkbox"/> 家事(食事を作る、掃除、洗濯、アイロン掛け、食事後片付け等) <input type="checkbox"/> 買い物 <input type="checkbox"/> 外出の付き添い <input type="checkbox"/> 通院の付き添い <input type="checkbox"/> 家族の身体介護(衣服の着脱介助、移動介助、歯磨き等) <input type="checkbox"/> 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 <input type="checkbox"/> 見守り(直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) <input type="checkbox"/> 感情面のケア <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> きょうだいの送迎 <input type="checkbox"/> 通訳(コミュニケーションに困難がある通訳が必要な場合) <input type="checkbox"/> 手続きの支援(学校への提出物、食費の管理) <input type="checkbox"/> その他 _____		
ケアの頻度			(平日)
ケアを始めた時期	1日当たりのケアの時間		(休日)
ケアに対する本人の認識(日 毎に持っている、精神的につらい、安 に立てることが難しい等) ※「本人と一緒にケアについて 考えるシート」を必要に応じて使用	_____		
学校生活・学業に 関する状況	(通学状況、宿題の状況、学習時間、進路相談状況、部活動など)		
生活に関する状況 (生活リズム、地域で通っ ている場所等)	(食事、睡眠、遊び、地域でよく行く場所など)		
身体的・精神的健康状態・ 通院状況等	_____		
本人が家族の状況やケアについて 質かに話しているか	_____		
ケアのことに関する、本人が相談 できる相手がいるか	_____		

(2/3)

(2/3)	生活に関する状況 (生活リズム、地域で通っている場所等)	(食事、睡眠、遊び、地域でよく行く場所など)
	身体的・精神的健康状態・ 通院状況等	
	本人が家族の状況やケアについて 誰かに話せているか	
	ケアのことに限らず、本人が相談 できる相手がいるか	

4 ケアを必要としている家族について

生活保護受給有無	有 ・ 無	その他家計状況等
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢 (複数人いる場合は列記)	続柄 () 氏名 () 年齢 ()	
家族の状況 (複数人ケア相手がいる 場合は、それぞれについて わかるように 具体的に記載)	① 高齢(65歳以上) ② 幼い ③ 要介護(介護が必要な状態) ④ 認知症 ⑤ 身体障害 ⑥ 知的障害 ⑦ 精神疾患(発達障害など)(疑い含む) ⑧ 精神疾患以外の慢性疾患(がんや難病など) ⑨ 依存症(アルコール依存症、ギャンブル依存症など)(疑い含む) ⑩ ⑦、⑧、⑨以外の病気 ⑪ 日本語を母語としない ⑫ その他 具体的に記載(障害者手帳有無、介護認定有無、ADL 等もわかれば記載)：	
疾患・障害等の状況 (名称、発症年月、 経過等を記載)		
必要なケアの内容		
すでに受けている支援内容 (行政サービス等)・頻度		
すでに携わっている 支援機関リスト (事業所名等、 担当者名、 連絡先電話番号) ※医療機関、 地域の支援機関等も あれば記載のこと	・事業所名、担当者、連絡先	
家族側の意向		
その他の家族の状況、 留意点・特記事項		

(3/3) 5 相談履歴 ※このシートは組織における内部管理用にご使用ください。

	対応者の見解	相談に対する組織判断 (緊急対応の要否含む)
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル

② 支援検討シート

支援検討シート		
開催日時 _____	作成日 _____	
開催回数 第__回 _____	作成者 _____	
開催場所 _____		
情報共有に関する本人同意 有 ・ 一部有 (範囲 _____) ・ 無 【 年 月 日時点】		
1 基本情報		
フリガナ _____		管理番号 _____
氏名※ _____	(性別) _____	○
生年月日・年齢 _____	(H・R) 年 月 日 (歳)	
※本人同意が取れていない段階ではイニシャル表記		
2 会議出席機関・出席者 (会議招集機関に◎)		
子供家庭支援センター・児童福祉 _____		教育委員会 _____
児童相談所 _____		学校 _____
地域包括支援センター・高齢者福祉 _____		医療機関・訪問看護 _____
特定相談支援事業所他・障害福祉 _____		社会福祉協議会 _____
生活福祉 (福祉事務所等) ・自立相談支援機関 _____		民間支援団体 (団体名も記載) _____
保健所・保健センター _____		その他 _____
3 本人家族の認識・困りごと・支援を受けることへの意向、やりたいこと等の希望課題・ニーズ		
本人の意向	(食事、睡眠等に関すること) (学業に関すること) (進路に関すること) (遊び、やりたいことなどに関すること)	
ケアを必要とする家族や家庭の状況・意向		
保護者の意向 (ケアの相手が保護者以外の家族の場合)		
4 対応方針		
必要と思われる支援内容・支援方針		
対応方針・対応結果	<input type="checkbox"/> 地域の民間支援団体等の紹介、情報提供の実施 <input type="checkbox"/> 他の制度や支援機関につなぐ <input type="checkbox"/> 現時点では本人同意はとれていないが、引き続き同意に向けて取り組む <input type="checkbox"/> 関係機関で見守り実施 <input type="checkbox"/> 連絡が取れない等により対応が進んでいない その他 【 _____ 】	
本人の支援		
家庭の支援		

エコマップ（地域や周囲との関係図）	
その他	（家族の入退院予定、ライフイベントなどの注意すべき事象その他）

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル

③ 支援計画書

支援計画書					
ステータス (選択) : 【初回、変更 (第 回)、終了】			作成日 _____		
			作成者 _____		
1 基本情報					
フリガナ				初回相談日	
氏名	(性別)			支援検討シート作成日	
生年月日・年齢	(H・R)	年	月	日	(歳)
居住地	〒			ケアをしている相手	
				はじめに気付いた機関	
2 総合的な支援方針・目標					
総合的な方針					
長期目標					
短期目標					
3 具体的な支援の計画 ※行政サービス、地域・民間サービス含め記載					
①ヤングケアラー本人の支援					
目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス
②家庭支援					
目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス
4 支援を行う上での課題や留意点					
5 支援計画の見直し			6 本人・家族への説明状況		
次回検討時期		本人・家族への説明 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 説明者 ()			
		本人・家族同意 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 同意日 ()			

④ 記載例

フェイスシート			
管理番号	1001	受理年月日	2023/1/15
初回面談年月日	2022/12/6	担当者	山田 一郎
初回相談対応者	鈴木 次郎	更新年月日	2023/1/10
情報共有に関する本人同意 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 一部有 (範囲) ・ 無 【2023年 1月10日時点】			
1 相談者			
相談者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 親以外の家族 <input type="checkbox"/> 関係機関 (<input checked="" type="checkbox"/> 教育 <input type="checkbox"/> 福祉 <input type="checkbox"/> 医療 <input type="checkbox"/> 民間団体) 具体的に： ()		
相談者の氏名・連絡先	○○教育委員会 03-xxxx-xxxx 担当者：○○ ○○ 090-xxxx-xxxx メールアドレスxxx@xxx.jp		
相談経緯・関係機関の場合 は気付いた経緯や様子 ※必要に応じチェックリストを 参照	中2の2学期頃から、本人が不登校気味、元気がない、疲れている、宿題を忘れることが多い等の様子から担任、養護教諭が気付いた。養護教諭が話を聞き、校内ケース会議を経て、教育委員会より連絡		
2 ケアをしている子供の基本情報			
フリガナ	トウキョウ ハナコ		家族構成・ジェノグラム (男性□、女性○、本人◎)
氏名	東京 花子 (女)		
生年月日・年齢	(H) ○ 年 ○月 ○日 (14歳・中2)		
本人・家族の連絡先 (携帯電話の場合は 続柄・氏名記載のこと)	自宅 03-xxxx-xxxx 父親 (東京 四郎) 090-xxxx-xxxx		
居住地	〒xxx-xxxx ○○区○○1-2-3 ○号室		
学校名	○○区立○○中学校		
家族構成 (きょうだいその他は具体的に。年齢、学年等) 備考 (別居等あれば)	<input checked="" type="checkbox"/> 父親 <input checked="" type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 兄 <input type="checkbox"/> 姉 <input checked="" type="checkbox"/> 弟 (9歳、小学校3年生 弟) <input type="checkbox"/> 妹 <input type="checkbox"/> その他 父親は仕事で家に帰ってこないことが多い。		
本人の疾患・障害等	無	要保護児童対策地域協議会登録状況	有
3 ケアの状況について			
本人が担っているケアの内容 (ケア相手については「4 ケアを必要としている家族について」で詳細を記載)	<input checked="" type="checkbox"/> 家事 (食事を作る、掃除、洗濯、アイロンかけ、食事の後片付け等) <input type="checkbox"/> 買い物 <input checked="" type="checkbox"/> 外出の付き添い <input checked="" type="checkbox"/> 通院の付き添い <input checked="" type="checkbox"/> 家族の身体介護 (衣服の着脱介助、移動介助、服薬管理等) <input type="checkbox"/> 家族の身体介護のうち、トイレや入浴の介助 <input checked="" type="checkbox"/> 見守り (直接的な介助ではないが、要ケア者の心身の状態を見守り) <input checked="" type="checkbox"/> 感情面のケア <input checked="" type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> きょうだいの送迎 <input type="checkbox"/> 通訳 (コミュニケーションに困難があり通訳が必要な場合) <input type="checkbox"/> 手続きの支援 (学校への提出物、金銭の管理) <input type="checkbox"/> その他 <input type="text"/>		
ケアの頻度 (週何回)	毎日	1日当たりのケアの時間	(平日) 5時間
ケアを始めた時期	4年前 小学校4年生のとき		(休日) 7時間
ケアに対する本人の認識 (日常になっている、精神的につらい、役に立てることが嬉しい等) ※「本人と一緒にケアについて考えるシート」を必要に応じ使用	母のことは好きで、家事は当たり前と思っていた。普段は苦ではないが、時につらく当たられたり、死にたいと言われたりすると悲しくなる。 弟の登校の準備を手伝うのは忙しいけれど好き。 母が待っているので学校が終わったらすぐ帰るが、友達と遊べない、宿題ができないのは、たまに嫌になるが仕方ないと思っている。友達とも距離を置いてしまう。どうしたいか考えたことはなかった。		
学校生活・学業に関する状況	(通学状況、宿題の状況、学習時間、進路相談状況、部活動など) 母の具合が良くない時、付き添ったり学校に行かないでほしいと言われると休むことが増えてきた。 また、夜中に起こされることがあり授業中に眠ってしまう。勉強についていけない。保健室で過ごすことがある。宿題はできないことがある。部活は入っていない。		

(2/3)	生活に関する状況 (生活リズム、地域で通っている場所等)	(食事、睡眠、遊び、地域でよく行く場所など) 学校が終わったらすぐ家に帰る。夜中にも母のケアをすることがある。
	身体的・精神的健康状態・ 通院状況等	通院は無し。身体的健康状態に問題はないが、元気がない様子、寝不足である。
	本人が家族の状況やケアについて 誰かに話せているか	話せる人はいない。学校では家族のことはあまり言いたくない。
	ケアのことに限らず、本人が相談 できる相手がいるか	保健室の先生は気にかけてくれる。

4 ケアを必要としている家族について

生活保護受給有無	無	その他家計状況等
ケアを必要としている家族の続柄、氏名、年齢 (複数人いる場合は列記)		続柄(母親) 氏名(東京 一子) 年齢(41) 続柄(弟) 氏名(東京 五郎) 年齢(9)
家族の状況 (複数人ケア相手がいる 場合は、それぞれについて わかるように 具体的に記載)	① 高齢(65歳以上) ② 幼い ③ 要介護(介護が必要な状態) ④ 認知症 ⑤ 身体障害 ⑥ 知的障害 ⑦ 精神疾患(発達障害など) (疑い含む) ⑧ 精神疾患以外の慢性疾患(がんや難病など) ⑨ 依存症(アルコール依存症、ギャンブル依存症など) (疑い含む) ⑩ ⑦、⑧、⑨以外の病気 ⑪ 日本語を母語としない ⑫ その他 具体的に記載(障害者手帳有無、介護認定有無、ADL 等もわかれば記載)	
疾患・障害等の状況 (名称、発症年月、 経過等を記載)	母親は⑦: 体調不良で動けないことが多い、感情的になってしまうことがある。 精神障害者保健福祉手帳2級 弟は②: 食事の準備、通学の持ち物準備等を花子さんがしている。	
必要なケアの内容	母親の感情面のサポート、食事・家事支援、外出付き添い、服薬管理 弟の世話、持ち物の準備等	
すでに受けている支援内容 (行政サービス等)・頻度	訪問看護 保健師の訪問	
すでに携わっている 支援機関リスト (事業所名等、 担当者名、 連絡先電話番号) ※医療機関、 地域の支援機関等も あれば記載のこと	・事業所名、担当者、連絡先 訪問看護ステーション〇〇 03-xxxx-xxxx 担当者: 〇〇 〇〇 090-xxxx-xxxx 〇〇診療所 〇〇医師 03-xxxx-xxxx 〇〇特定相談支援事業所 担当者: 〇〇 〇〇 03-xxxx-xxxx 〇〇保健センター 03-xxxx-xxxx 担当者: 〇〇 〇〇 090-xxxx-xxxx	
家族側の意向	訪問看護等が入っていない時は花子さんを頼ってしまう。	
その他の家族の状況、 留意点・特記事項		

(3/3) 5 相談履歴 ※このシートは組織における内部管理用にご使用ください。

		対応者の見解	相談に対する組織判断 (緊急対応の要否含む)
初 回	対応日：2022年12月6日 対応者：（ 鈴木 ） ↓ 組織確認日：12月10日 確認者：（ 佐々木 ）	教育委員会から子供家庭支援センターが情報共有を受け、聞き取り。緊急性は低いですが、ケアの影響が学校生活に出ており、心理面にも影響していると思われる。次回、家庭、本人と面談を設定する。	緊急性は低いものの、相談・支援を要継続
	2 対応日：2023年1月10日 対応者：（ 山田 ） ↓ 組織確認日：1月15日 確認者：（ 佐々木 ）	家庭訪問し、父親、母親と面談。その後、本人と面談。ケアの頻度時間が長く、学校生活に影響がでている。本人もこれまで相談等できていないため、本人・家族の支援が必要である。情報共有に関する本人同意は取得済み。	緊急性は低いものの、相談・支援を要継続
3	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）	<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #4a86e8; color: white;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応者がケースの概要、調査内容、状況・経過、前回相談からの追記箇所、今後の援助方針等を記載する。 ・ 「対応者の見解」に対し、確認者が組織判断を記載する。相談のみで終了の場合はその旨記載 </div>	
4	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
5	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
6	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
7	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
8	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		
9	対応日：__年__月__日 対応者：（ ） ↓ 組織確認日：__年__月__日 確認者：（ ）		

<p>家庭の支援</p>	<p>母親が福祉職等のサポートを利用して、花子さんや弟の身の回りの世話をすることや、花子さんに過度に頼らず暮らすことをサポートする。</p>
<p>エコマップ (支援後の 地域や周囲との 関係図)</p>	
<p>その他</p>	<p>(家族の入退院予定、ライフイベントなどの注意すべき事象その他) 本人は4月から中学3年生。進路は漠然と高校進学他希望があり、どの高校を希望するか考えたり、進学に必要な学習支援等を行っていく必要がある。</p>

支援計画書

ステータス (選択) : 【初回】

作成日 2023/2/5

作成者 山田 一郎

1 基本情報

フリガナ	トウキョウ ハナコ	初回相談日	2022/12/6
氏名	東京 花子 (女)	支援検討シート作成日	2023/2/4
生年月日・年齢	(H) 〇 年 〇月 〇日 (14歳・中2)	ケアをしている相手	母親
居住地	〒xxx-xxxx 〇〇区〇〇1-2-3 〇号室	はじめに気付いた機関	学校

グレー部分はフェイスシートから自動転記

2 総合的な支援方針・目標

総合的な方針	母親への支援を充実させ、花子さんのケア負担が減る、母親の症状が安定し穏やかに過ごせるようになるように支援する。花子さんが家庭以外にも居場所を持って、自分の気持ちを整理したり自分のやりたいことを考えられるようにする。
長期目標	同じような環境の子供と交流し、自分の気持ちを話し整理できるようになる。前向きにやりたいことなど考えられるようになる。希望の高校を決め、高校に進学する。
短期目標	宿題や学習時間を確保する。学習支援等の場に通うことで家事を任せられる時間を減らす。一人で抱え込まずに、「話したい」と思う人を作る、話せるようになる。

3 具体的な支援の計画 ※行政サービス、地域・民間サービス含め記載

①ヤングケアラー本人の支援

目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス
学校等に通い勉強の時間・進路を考える時間等が確保できるようにする。自分の気持ちを支援者等に言えるようになる。	利用時の様子を気にかける、進路や学習の相談にのる	宿題、学校の授業についていけなかった内容のサポート	週1回・土曜日	NPO法人〇〇 〇〇学習教室	学習支援
	学校での様子を気にかける	見守り	平日	学校 養護教諭	—
	一人じゃないこと、自分の気持ちを話してよいことを感じてもらう	同じような環境の子供と交流する	月1回	ピアサポートサロン〇〇	ピアサポート
	生活面・地域での様子を気にかける	見守り	日常的に	民生児童委員	—
・地域支援団体、地域関係者の見守りも含め記載					

・家族支援の内容は、家族向けの福祉サービス等の計画と重複して記載しない。(ヤングケアラー支援計画は概要のみ。詳細は各種サービス計画書。)

②家庭支援

目標	支援のポイント	支援内容	頻度・期間	実施機関・社会資源	該当事業・サービス
家事援助サービス等を受けながら母親の症状が安定し、子供の世話をしたり、身の回りのことをできるようにする。	母親の症状の安定を図る	母親が服薬ができるようにする	2日/週	訪問看護ステーション〇〇	訪問看護、服薬支援
	家事支援をしながら母親や本人、弟の様子を気にかける	家事支援 (食事準備、洗濯、掃除等)	2日/週×2時間	子供家庭支援センター	家事援助
	外出同行等は花子さんではなく、ヘルパーが行うようにする	移動支援サービスを利用する	1日/週	〇〇特定相談支援事業所	移動支援
	父親へ「子供がケアしている」状況打開のための啓発	可能な範囲で家事等や妻・本人のサポートをする等の意識変革		子供家庭支援センター	訪問相談
・福祉サービス等のほか、ケア対象以外の家族への対応も含める。					
・学校のある時期、ない時期、進学進級等の状況が変わりそうなタイミング等も記載しておく、関係者間の共通認識になる。					

4 支援を行う上での課題や留意点

関係者は、3月の春休みや4月から新学年になる等、学校生活の環境変化も気にしながら日々接し、気になる変化があればすぐに子供家庭支援センターに共有する。本人のほか弟の様子も気にかける。必要に応じ、次回の検討時期を待たず会議を行う。

5 支援計画の見直し

次回検討時期	3か月後
--------	------

6 本人・家族への説明状況

本人・家族への説明 有 無 説明者 (山田 一郎)
 本人・家族同意 有 無 同意日 (2023/2/5)

出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル

参考資料

- ・ヤングケアラー気づきツール（こども向け） 図表ア
- ・ヤングケアラー気づきツール（大人向け） 図表イ
- ・ヤングケアラーアセスメントシート 図表ウ

出所：令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

「ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究」

ヤングケアラー支援に係るアセスメントシート等の使い方ガイドブック

<ヤングケアラー気づきツールの概要>

	ヤングケアラー気づきツール	
	こども向け	大人向け
目 的	<u>こども本人との接点の中で、ヤングケアラーに早めに気づけるようにする</u> （必要に応じ、 <u>ヤングケアラーアセスメントツールの利用につなげる</u> ）	<u>家族（ケアの受け手）への支援の中で、ヤングケアラーに早めに気づけるようにする</u> （必要に応じ、「 <u>ヤングケアラー気づきツール（こども向け）</u> 」の利用につなげる）
使用場面例	こどもと接点のある大人 <u>こどもとの会話の中などで確認</u>	家族（ケアの受け手）への支援などで <u>客観的に</u> 子どもの状態を見聞きしうる立場の <u>大人が確認する</u>
備 考	<u>こどもの気持ち等を聞けるように設計</u>	<u>こどもに気づけるよう設計</u>

○各種ツールの使い方

各種ツールを活用してこどもから話を聞く際は、必ず以下の点に目を通すようにしてください。

- ヤングケアラーに関する理解が十分ではないと感じる場合は「2-1 ヤングケアラーの捉え方」「2-2 ヤングケアラーと関係の深い子どもの権利」「4-1 ヤングケアラーを理解するためのヒント」に目を通す
- こどもに話を聞く際に、「話を聞く目的」、「話をするとこの先どうなるのか」、「こどもから聞いた話を、こどもの同意なく第三者に話さないこと」を伝え、同意を得たうえで話を聞く（信頼していた大人に話したつもりが、本人の同意なく第三者に共有されてしまうことで心を閉ざしてしまうこどももいることを理解する）
- ヤングケアラーの気持ちに寄り添う
 - ・ヤングケアラーである こども・家族の尊厳を大事にし、これまでの取り組みに対して敬意を払う（こどもやその家族の価値観を受け止める）
 - ・ヤングケアラーである こどものことも、ケアの対象となる家族のことも、ともに大事な存在だと考え、心配している、という姿勢を持つ
 - ・支援につなげることを焦らない（緊急の場合を除く）
（会って 話をする回数をできるだけ多くし、日常的な会話の延長で少しずつ尋ねていくことが望ましい）
 - ・こどもと同じ目線での「対話」の姿勢を持つ（決めつけや、予断を持って相手を見ない）
 - ・信頼関係が深まっていく中で、ようやく明らかになることがあることを意識しておくこと（最初は本音を語らない、語れない場合がある）
- こどもに話を聞く際は、一つ一つの項目を尋問のように形式的に聞き取らない
- 各種ツールにあるすべての項目を必ず聞き取る必要はないことを理解する
（他機関で既に情報を持っている可能性もあるので、無理に聞く必要はありません）
- 家族のケア、お手伝い自体が悪いこと、という誤ったメッセージがこどもに伝わらないよう留意する

図表ア ヤングケアラー気づきツール（こども向け）

ヤングケアラー気づきツール（こども向け）質問項目	
1	あなたは（大人の代わりに）家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを日常的にしていますか？
①	（更問）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事のために、自分のこと（遊びや勉強、部活など）が後回しになることがありますか？
2	何か困っていること、心配や不安になったりすることはありますか？（家族のこと、友達関係のこと、勉強のこと、学校のこと（遅刻、早退、欠席など）、将来のこと、生活のこと（食事や睡眠）、お金のこと、何でも）
3	自分のための時間（遊ぶ、勉強する、部活動に参加するなど）がない、または、少ないと感じたりすることはありますか？
4	体調が悪くなったり、疲れてしまったり、こころが苦しくなることはありますか？
①	（更問）食べられなくなったり、眠れないことはありますか？
②	（更問）逃げ出したい、消えてしまいたいと思うことはありますか？
5	あなたの周りに、あなたの気持ちを理解してくれる人や相談できる人はいますか？
①	（更問）その人に相談したことはありますか？
6	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを一緒にやったり、手伝ってくれる人は周りにいますか？
7	① （更問）（もし、代わりにやってくれる人がいるのであれば）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを誰かに手伝ってもらいたいですか？

図表イ ヤングケアラー気づきツール（大人向け）

ヤングケアラー気づきツール（大人向け）質問項目	
1	（18歳未満の子どもや若者が）以下のような、本来大人が担うと想定されている（通常のお手伝いの範囲を超える）ような家族へのケアや家事を日常的に行っている様子がありますか？
A	障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている（服薬管理やその他の身体介護も含む）。
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（日常的な要望への対応など）
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の世話をしている。（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
E	（認知症や精神疾患などで）目を離せない家族の見守りや声かけなどの気遣いをしている。
F	障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。
G	幼いきょうだいの世話をしている。
H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳（第三者との会話のサポートなど）をしている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を助けている。
K	その他、こどもの負担を考えた時に気になる様子があった。
2	そのこどもが行う上記のような家族へのケアや家事を一緒にしている人や、頼りにできる人がいるように見受けられますか？
3	そのこどもは、家族へのケアや家事によって学校（部活含む）に通えていない、または、遅刻や早退が多いように見受けられますか？（こどもが保育所、認定こども園、幼稚園に所属する場合も含む）
4	家族へのケアや家事が理由で、そのこどもの心身の状況に、心配な点が見受けられますか？（元気がない、顔色が悪い、進学を諦めるなどの意欲の低下、外見で気になる事がある等）
5	そのこどもが家族に必要以上に気を遣っているように見受けられますか？
6	（1～5の状況を踏まえ）ヤングケアラーの可能性があると考えられる場合は、支援ニーズの確認等のために、こどもの気持ちを確認し、必要に応じて支援につなげる事が求められます。その際に他機関の手助けが必要ですか？（こどもの気持ちを確認する際はヤングケアラー気づきツール（こども向け）やヤングケアラーアセスメントツールの活用を検討する）

図表ウ ヤングケアラーアセスメントシート

ヤングケアラーアセスメントツール質問項目	
I あなたの家族について	
1	あなたが一緒に住んでいる家族を教えてください。
2	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族はどなたですか？
3	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族の状況を、わかる範囲で教えてください。（病気や障がいの状況、幼いなど）
II 家族（病気や障がいのある家族、高齢の家族、幼いきょうだいなど）のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて	
4	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などとして、普段、どのようなことをしていますか。
A	障がいや病気のある家族のお風呂やトイレの手伝い、お薬の管理などを行っている
B	障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている（頼まれごとをするなど）
C	買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
D	がん・難病・心の病気などの家族のお世話をしている。（話を聞く、寄り添うなどの対応、病院への付き添いなどを含む）。
E	（認知症や心の病気などで）目を離せない家族の見守りや声かけをしている。（心配したり、気にかけている場合を含む）
F	障がいや病気のあるきょうだいのお世話や見守りを行っている。
G	幼いきょうだいの世話をしている。
H	日本語以外の言葉を話す家族や障がいのある家族のために通訳（他の人と話をするときの手伝い）を行っている。
I	アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。
J	家計を支えるために働いて、家族を金銭的に支えている。
K	その他
5	学校のある日に、家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などはどれくらいしていますか。一日あたりのおおよその時間を教えてください。
①	（更問）休日の場合はどうですか？
②	（更問）家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事をする頻度はどれくらいですか？（毎日、週/月に何日程度など）
6	家族へのお世話や気持ちを聞くなどのサポートはいつからしていますか？（小学生になるより前、小学生/中学生/高校生の頃など）

ヤングケアラーアセスメントツール質問項目	
6	① (家族が病気や障がいを持つ場合の更問) 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由や家族の体調などについて周りの大人から、わかりやすく話してもらったことがありますか？
	② (家族が病気や障がいを持つ場合の更問) お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な理由について、お世話やサポートが必要な家族と話したことはありますか？
7	この先も今と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事等を続けることに不安がありますか？
8	お手伝いが必要な家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などについて、あなたと一緒にしている家族や親せき、頼りにできる人はいますか？
Ⅲ 家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするものの影響	
9	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするものを感じる気持ちや、体調面で気になることがあれば教えてください。
	A ストレスを感じる。
	B ひとりぼっちだと感じる。
	C 家から逃げ出したいと思ったり、泣きたくなるほど、心が苦しくなることがある。
	D 自分のことをあまり気にかけることができなくなる。
	E 身体に具合が悪いところがある。
	F 気分がすぐれないことが多い。
	G 十分に睡眠をとれていない。
	H 食欲がでない。
	I その他
① 消えてしまいたいと思うことがありますか？	
10	家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などをするものあなたの生活にどのような影響があるかを教えてください。
	A 学校を休んだり、遅刻してしまうことがある。
	B 疲れて学校に行きたくない/行きたくなくなった (学校生活に悩みや不安がでてきた、などを含む)
	C 勉強や趣味、遊びなど、自分のための時間がない (足りない) と感じる。(お世話をし始めてから減った、を含む)
	D 家族で過ごす楽しい時間 (家族で出かける、家族で話すなど) が少ないと思う。(お世話をし始めてから減った、を含む)
	E その他

ヤングケアラーアセスメントツール質問項目	
IV 「こうなりたい・したい」と思うこと	
11	あなたが「こうなりたい・したい」と思うことを教えてください。
A	(いまよりも)健康になりたい。
B	ストレスや不安な気持ちをなくしたい(減らしたい)。
C	家のことは忘れてゆっくりしたい。
D	自分が行っている家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを減らしたい。
E	遊びや部活、趣味など、自分のための時間を楽しみたい。
F	学校の授業や宿題、試験をがんばりたい(がんばるための時間がほしい)
G	自分の将来や夢、進路について相談したい。
H	友達、先生や周りの人に、今の気持ちや、生活について知ってほしい。
I	自分と同じように家族のお世話や気持ちを聞くなどのサポート、家の用事などを行っている仲間(人)と話したい。
J	家族の病気や障がいのことを知りたい。
K	お世話や気持ちを聞くなどのサポートが必要な家族への上手な接し方やお世話の方法を知りたい。
L	自分の負担を軽くできるサービスを知りたい。
M	その他

参考事例

ヤングケアラー参考事例集（出所：東京都ヤングケアラー支援マニュアル）

A.ひとり親家庭、精神疾患の母親のケア及びきょうだいも課題を抱えている事例

1.ヤングケアラー本人

- 小学校高学年女子（以下、「本人」と記載）

2.家族構成

- 母親、姉（中学生）、兄（中学生）、本人

3.ケアを要する家族の状況

- 母親（精神疾患）

4.ヤングケアラーがしていたケアの内容

- 母親の身の回りの世話と、きょうだいの買い物のお使いを頼まれていた。

5.関係機関（ケース聞き取り先に◎）

児童相談所、子供家庭支援センター、学校、訪問看護ステーション◎、社会福祉協議会（生活支援員）、養育支援ヘルパー（子供のケア）、障害ヘルパー（母親のケア）、生活保護ケースワーカー

6.気付きの経緯

本人は、きょうだいから買い物を頼まれ**夜遅い時間に買い物に行き**、身なりの様子から通報されたことがあった。小学校では、他の母親から**本人への服の提供支援**もあり、きょうだい3人とも**宿題や提出物が提出されず**、給食未払い等も発生し、小学校も家庭や母親が課題を抱えていることは気付いていた。きょうだい3人とも精神疾患の診断名がついている。

7.連携した支援の内容

本事例は要保護児童対策地域協議会の登録ケースで、小学校でもケース会議が行われていた。本人が、兄から暴力を受け、児童相談所に保護され、その後自宅に戻ってきたタイミングで、**児童相談所からの要請により、母親への訪問看護が始まった。**
子供への訪問看護は母親と信頼関係を結んだうえで開始した。

子供たちの支援には子供家庭支援センターと児童相談所が入り、養育支援ヘルパーを週2回派遣した。母親の支援には、生活支援員（社会福祉協議会）と訪問看護が入り、障害ヘルパーを週3回派遣した。

その後母親はうつ病が悪化し入院したため、きょうだいは母親の祖父母の元に引き取られ、本人は児童相談所が保護し、施設入所になった。

8.連携の工夫

- **生活支援員は、日々の状況を把握しているヘルパーからの聞き取り、訪問看護との連携等**を行い、子供家庭支援センターへの会議招集依頼も積極的に行っていた。
- 母親は子供家庭支援センターに対し「子供を保護されるのではないか」等の不安を感じており連絡を遮断していたことから、訪問看護ステーションが窓口になっていた。
- 訪問看護ステーションは、訪問時に気付いた変化を子供家庭支援センターや児童相談所、社会福祉協議会に対して、**電話で報告し、こまめに連携**していた。また、要保護児童対策地域協議会のほか、**子供家庭支援センターと社会福祉協議会と訪問看護ステーションによる小さな会議**も行っていた。

9.追加で考えられる支援や負担軽減（例）

本人は母親のことは好きでお手伝いもしたがっていたが、きょうだいから頼まれることは嫌だったようである。訪問看護ステーションからは児童相談所に、本人が希望すれば母親との連絡ができるよう依頼をした。

子供家庭支援センターによる**子供のショートステイ**等があるとよかった。

B.精神疾患の母親のケアの事例

1.ヤングケアラー本人

- 中学生女子（以下、「本人」と記載）

2.家族構成

- 父親、母親、本人、妹（小学生）

3.ケアを要する家族の状況

- 母親（精神疾患）

4.ヤングケアラーがしていたケアの内容

- 食材等の買い物、簡単な食事の準備（火や包丁を使用する調理）、母親の通院同行

5.関係機関（ケース聞き取り先に◎）

子供家庭支援センター、児童相談所、学校、保健所（保健師）、特定相談支援事業所◎、子供食堂、地域の福祉拠点（居場所支援・相談）、地域住民

6.気付きの経緯

小学校では、妹の服が洗濯されていない、友人から服をもらっているといった状況が続き、学校が気付いた。

特定相談支援事業所によるモニタリングにおいて、母親から、父親が子供にお金を持たせて買い物に行かせていることや、子供に食事をつくらせていること、通院に一緒に行ってもらったこと等を聞いた。

7.連携した支援の内容

保健師が中心となって支援を行い、保健師、児童相談所と会議を実施、父親も含め面接をしていた。家が片付いていない、食材の衛生状態が悪い等の状況もあり、保健師が**母親向けのホームヘルプサービスを活用したほうがいい**と考え、**特定相談支援事業所に依頼**した。

母親は家事がほとんどできない状況。父親は、料理はして作り置きするが、仕事の後も帰ってこない、家が片付いていないと母親を殴る等の様子が見られた。**特定相談支援事業所が母親対象のホームヘルプサービスを調整し、週2回掃除支援**を実施。**保健師は子供食堂**や、自治体による**食事提供支援**につないだ。

またその後、上記関係者に学校も含めた関係者による情報共有や役割分担等を目的とした会議を実施し、父親に家事・子育て等を放棄しないために助言・指導する役割（主に児童相談所、保健師）、子供の状況把握やフォロー（主に学校、自治体サービス）、母親への支援の調整（主に特定相談支援事業所）等整理をし、対象ケース（家族全体）に関与をした。

8.連携の工夫

- 特定相談支援事業所は、**母親の支援を手厚くする（ケアを受ける家族側にアプローチする）**ことで子供のケア負担を軽減できるという考え方で取り組んだ。
- 子供の状況把握は、地域の福祉拠点（居場所支援・相談）が中心となり行った。
- 母親のケアについては、父親と保健師と特定相談支援事業所で面談をこまめに行い、父親に対しては、妻へのDVが子供に対する心理的虐待になること等も丁寧に説明し、徐々に理解を得た。
- 支援する中で、母親と公園で談笑し見守ってくれる地域住民がいることが分かり、特定相談支援事業所としては掃除支援で衛生状態の改善に注力した。
- 結果、状況が改善し、家族で旅行に行った等良い報告も聞けるようになった。

C.認知症の祖母のケアの事例

1.ヤングケアラー本人

- 中学生女子（以下、「本人」と記載）

2.家族構成

- 父親、母親、本人、祖母

3.ケアを要する家族の状況

- 祖母（要介護、認知症）

4.ヤングケアラーがしていたケアの内容

- 見守り、話し相手、食事の準備、買い物の付き添い。
- 学校から帰宅後、両親が帰ってくるまで行っていた。

5.関係機関（ケース聞き取り先に○）

居宅介護支援事業所○、民生委員（日頃の情報提供）

6.気付きの経緯

祖母の介護に居宅介護支援事業所のサービスとして、デイサービスが入っていた。主介護者である両親は共働きで、日中は、本人がケアをしていた。

ある日、本人が感情を処理できず、理由なく泣いていた。その姿を見たケアマネジャーが行動し、母親と子供の対話がなされた。そして、祖母のことは好きだが介護が辛い、認知症の物取られ妄想などが本人に向き否定をされているような気持ちになることが分かった。

7. 支援の内容

家族会議にケアマネジャーが入るような形で小規模なカンファレンスを実施した。現状について話し合い、ケアマネジャーは専門職の立場から役割分担等を明確にした。

サービスとしては、デイサービスの時間・回数の延長、ショートステイ利用を増やし、サービス利用を増やすことで本人のケアの軽減を目指した。また、話し合えたことで、本人は安心し、その後、部活等のやりたいことを話してくれるようになった。

8. 支援の工夫

本人は「家族のために何かしなければいけない」と思っており、介護を負担とは思っていなかった。泣いたときも、祖母のことは好きだがどうしたらいいかわからないという気持ちであった。ケアマネジャーはその気持ちを受け止め、外部の相談者としての役割を担った。何かをしてほしいわけではなく、話しながら気持ちを整理していたのだと思う。

9. 追加で考えられる支援や負担軽減（例）

- 助言するのではなく、第三者がただ話を聞く場があると良い。夜間に、地域の中で継続的にさりげなく子供の話を聞いてあげられる場所があると良い。
- 施設に入所し、支援が終了したため現在の状況は分からないが、**ケアが終了した子供たちのカウンセリングの場所**があると良い。**後悔や悲しみ、怒りの感情を整理してあげられる支援体制**があると良い。

D. 認知症の祖母のケアの事例

1. ヤングケアラー本人

- 小学校高学年（以下、「本人」と記載）

2. 家族構成

- 母親、本人

3. ケアを要する家族の状況

- 母親（日本語を母語としない）

4. ヤングケアラーがしていたケアの内容

- 通訳（日本語）
- 感情面のサポート（愚痴を聞く、話し相手になるなど）

5. 関係機関（ケース聞き取り先に◎）

教育委員会（スクールソーシャルワーカー）、福祉事務所◎（次世代育成支援員）、非営利団体（NPO等）・ボランティア団体等の民間団体

6. 気付きの経緯

ヤングケアラーを支援する次世代育成支援員が、SSWと連携をして、本人の日本語教育の支援を申し入れたことを機に、本人と関係性が深まり、保護者と学校の教員の間で通訳をしていることが判明した。

7. 連携した支援の内容、連携の工夫

母親も本人も、このような行動が当たり前であるという認識しかなかったため「ケアの内容と量を測定するアセスメント（MACA－YC18）※」と、「ケアの影響を測定するアセスメント（PANOC－YC20）※」を実施したところ、本人が担っているケアの内容が具体化し、「専門職はその子の感情を本人や家族と一緒に探り、適切な医療サービスや福祉サービスとも連携していく必要がある」という判定が出た。これにより、本人の意識付けと保護者への心理教育を開始するとともに、子供の居場所や学習支援を子供と一緒に計画した。

保護者には子供が通訳をすることの意味や、子供が巣立った後に地域で孤立する可能性を理解してもらった。日本語学習を開始し、事務手続きが必要な際には、支援者に依頼するようになった。現在中学生になった子供は将来の夢に向けて長期的な学修計画を立て始めている。

8. 追加で考えられる支援や負担軽減（例）

- 義務教育終了によりSSWの関わりが無くなるなど、子供支援の社会資源が教育分野で減ること、次世代育成支援員のように家庭全体に関わることができる者しか支援者がいなくなることが課題である。ライフステージの環境変化に即した、持続可能な支援ネットワークが求められる。
- 子供の感情を本人や家族と一緒に探り、実行可能な計画を共有するためのアセスメントが必要である。ヤングケアラー支援経験のない者でも行うことができ、支援計画の内容・支援者の役割分担が明解になることに焦点化したアセスメントが求められる。

※アセスメントは『子どもと若者のケア活動とその影響を測るためのマニュアル（第2版）』（『多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル、令和4年3月トーマツ、第5章付録「5.1アセスメントシート」』）を参照した。